

会

議

午前10時 0分開会

○議長（小泉孝敬君） おはようございます。

開会前ではございますが、市長から発言を求められております。これを許可します。

市長。

○市長（福井祐輔君） 皆さん、おはようございます。

本日は5月11日でございますが、当局側からも5月11日に臨時議会を予定しておりましたけれども、ちょうど4名の議員の方、中村議員、江田議員、そして進士為雄議員、大川議員からの議員提案の審議をするために議会を招集してくれという要望がございまして、ちょうどその日程が合致しましたので、本日開かせていただくということになりました。

この間、休業要請等、市民の皆様には非常に御協力を頂きまして、コロナの感染症患者も下田では1名に終わっているということでございまして、非常に皆様に心から感謝を申し上げたいというふうに思います。

また、医療関係者も救急救命士の方も含めまして、非常な緊張感の下に勤務されていることに対して本当に感謝を申し上げたいというふうに思います。

また、さらには市に対してもコロナ対策、経済対策に使ってくれということで現金を寄附していただいたり、あるいはまた、共助の関係で、お米等もお互いに譲ったり譲り合ったり、伊鈴商会なんですけれども、そういうことをしていただいたり、やっていたことは、またマスクも御寄附していただいたり、そういう面で非常に共助の面も大変感謝を申し上げなきゃいけないというふうに思っております。

次に、県も国に従いまして緊急事態宣言を5月31日まで延長しました。県は18日以降の対応については、5月13日までの感染状況、あるいはまた国の動向を見ながら、5月18日以降の対応については決めるというふうに言っております。

そして、市としても4月29日から5月6日まで休業要請をさせていただきました。その点につきましても非常に感謝しなきゃいけないんですけども、5月6日で休業要請は打ち切りをさせていただきました。延長しないということでお願いしてあります。といいますのは、やはり経済活動もやっぱりやらなきゃいけない、感染予防対策をしっかりとやった上で経済活動、あるいは社会活動もやっていただくということを念頭に置きまして、休業要請をしないということをお願いしたいというふうに思っております。また、18日以降も県の動向を見な

がら、市としての対応を決めていきたいというふうに思っております。

次に、給付金の件でございますけれども、国の特別定額給付金、これ10万円分でございますけれども、手続が5月13日に皆様に、オンラインではもう既に申請を受け付けているんですけども、郵送分につきましては5月13日に発送させていただきます。そして振込に関しては、オンライン分が5月22日から、そして文書での申請分が5月29日から振込をさせていただくというふうな手はずを整えております。

次に、市独自で行いました休業要請に関する協力金、あるいはまた、その他の業種の方に対する協力金は、これは5月11日から手続の受付を開始するということになっております。御理解のほど、お願いしたいというふうに思います。

本日は臨時会、コロナ対策の補正予算と、そして条例改正、この2点につきまして、よろしく御審議のほど、お願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（小泉孝敬君） ただいまの出席議員は、定足数に達しております。

よって、令和2年5月下田市議会臨時会は成立しましたので、開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

---

### ◎会期の決定

○議長（小泉孝敬君） 次は、日程により、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉孝敬君） 御異議はないものと認めます。

よって会期は、1日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に御通知いたしました案のとおりでありますので、御承知願います。

---

### ◎会議録署名議員の指名

○議長（小泉孝敬君） 次は、日程により会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第85条の規定により、議長において、12番 大川敏雄君と13番 沢登英信君の両名を指名いたします。

---

## ◎諸般の報告

○議長（小泉孝敬君） 次は、日程により、諸般の報告を申し上げます。

最初に市議長会関係ですが、4月16日に、第103回東海市議会議長会定期総会が、岐阜県岐阜市で開催される予定でしたが、新型コロナウイルスの感染拡大を受け、総会は開催中止となりました。

次に4月13日に下田商工会議所、一般社団法人下田市観光協会、下田温泉旅館協同組合、下田料理飲食組合から要望書を受理しました。この要望書については、各議員に配付済みです。

また、4月24日に静岡県美容業生活衛生同業組合及び同下田支部から、要望書を受理しました。この要望書につきましても同じく、各議員に配付済みです。

次に、今臨時会に市長から、提出議案の送付と説明員として出席する旨の通知がありましたので、係長をして朗読します。

○庶務兼議事係長（中堀啓司君） 朗読いたします。

下総行第84号。令和2年5月11日。

下田市議会議長、小泉孝敬様。静岡県下田市長、福井祐輔。

令和2年5月下田市議会臨時会議案の送付について。

令和2年5月11日招集の令和2年5月下田市議会臨時会に提出する議案を、別紙のとおり送付いたします。

付議事件。

報第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度下田市一般会計補正予算（第9号））、報第2号 専決処分の承認を求めることについて（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について）、報第3号 専決処分の承認を求めることについて（下田市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例の制定について）、報第4号 専決処分の承認を求めることについて（下田市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について）、報第5号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度下田市一般会計補正予算（第1号））、報第6号 専決処分の承認を求めることについて（下田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について）、議第27号 下田市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、議第28号 令和2年度下田市一般会

計補正予算（第2号）、議第29号 令和2年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）、発議第3号 下田市議会議員の期末手当の特例に関する条例の制定について。

下総行第85号。令和2年5月11日。

下田市議会議長、小泉孝敬様。静岡県下田市長、福井祐輔。

令和2年5月下田市議会臨時会説明員について。

令和2年5月11日招集の令和2年5月下田市議会臨時会に、説明員として下記の者を出席させるので通知いたします。

記。

市長 福井祐輔、副市長 土屋徳幸、教育長 佐々木文夫、統合政策課長 平井孝一、総務課長 日吉由起美、教育委員会学校教育課長 糸賀 浩、教育委員会生涯学習課長 鈴木美鈴、防災安全課長 土屋 出、税務課長 佐々木雅昭、観光交流課長 長谷川忠幸、産業振興課長 樋口有二、市民保健課長 井上 均、福祉事務所長 須田洋一、建設課長 白井達哉、環境対策課長 高野茂章。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、議場内の説明員の数を減らしております。議場内に入り切れない説明員については議場外にて待機している旨を申し添えます。

以上です。

○議長（小泉孝敬君） 以上で、諸般の報告を終わります。

---

#### ◎報第1号の上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（小泉孝敬君） 次は、日程により、報第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度下田市一般会計補正予算（第9号））を議題といたします。

当局の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（日吉由起美君） おはようございます。よろしくお願いいたします。

それでは、報第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度下田市一般会計補正予算（第9号））につきまして、御説明申し上げます。

議案件名簿の1ページをお開きください。

報第1号 専決処分の承認を求めることについてでございますが、地方自治法第179条第1項の規定により、専第1号 令和元年度下田市一般会計補正予算（第9号）を別紙のとおり、令和2年3月31日に専決処分したことにつき、同条第3項の規定により、議会の承認を

求めるものでございます。

別紙浅黄色の補正予算書及び補正予算の概要を御用意ください。

補正予算書の2ページ、3ページをお開きください。

補正予算の主な内容でございますが、歳入につきましては、補正予算書の2ページから5ページに記載のとおり、2款地方譲与税から21款市債につきましては、金額の確定による増減の補正でございます。

歳出につきましては、補正予算書の6ページから9ページに記載のとおり、1款議会費から10款災害復旧費までの各事業の確定精算に伴う補正措置と、財源調整に伴い12款予備費を増額させていただいたものでございます。

それでは、改めまして、補正予算書の1ページをお開きください。

令和元年度下田市の一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによるもので、第1条の（歳入歳出予算の補正）でございますが、第1項は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,388万1,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ120億2,836万円とするものでございます。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるというもので、予算書の2ページから9ページ記載のとおりでございますが、内容につきましては、後ほど補正予算の概要により御説明申し上げます。

次に、第2条（債務負担行為の補正）でございますが、債務負担行為の変更は、「第2表 債務負担行為補正」によるというもので、補正予算書の10ページをお開きください。

第2表 債務負担行為の補正は3件で、利子補給補助金の廃止でございます。

1件目は、経済変動対策特別資金利子補給補助金、2件目は、災害対策資金利子補給補助金、3件目は、農業経営基盤強化資金利子助成補助金で、共に融資実績がなく、廃止としたものでございます。

1ページにお戻り頂き、第3条（地方債の補正）でございますが、地方債の変更は「第3表 地方債補正」によるというもので、補正予算書の11ページ、12ページをお開きください。

地方債の変更は9件で、いずれも事業費等の確定によるものでございます。

1件目、起債の目的、デジタル同報系防災行政無線整備事業につきましては、限度額3億4,900万円を2億2,100万円に変更するもので、1億2,800万円の減額は、津波災害警戒区域、いわゆるイエローゾーン指定により県補助金が増額となったため、起債借入額を減額するも

の。

2件目、津波避難施設（敷根避難路）整備事業は、限度額2,280万円を1,100万円に変更するもので、1,180万円の減額は、こちらも同様に起債借入額を減額するものでございます。

3件目から9件目につきましては、いずれも事業費の確定により起債の金額を減額するもので、3件目、下田地区漁港機能保全整備事業は、限度額1,130万円を1,100万円に変更するもの。4件目、過疎対策事業債につきましては、限度額3億670万円を3億290万円に変更するもの。5件目、公共河川・道路橋梁施設災害復旧事業は、限度額1,460万円を1,350万円に変更するもの。6件目、公共水産施設災害復旧事業は、限度額640万円を560万円に変更するもの。7件目、単独河川・道路橋梁施設災害復旧事業は、限度額2,260万円を1,960万円に変更するもの。8件目、単独観光施設災害復旧事業は、限度額340万円を320万円に変更するもの。9件目、単独都市公園施設災害復旧事業は、限度額200万円を190万円に変更するもので、起債の方法、利率、償還の方法に変更はございません。

それでは、歳入歳出予算補正の主な内容につきまして、補正予算の概要により、御説明申し上げます。

恐れ入りますが、補正予算の概要の2ページ、3ページをお開きください。

歳入でございますが、統合政策課関係、18款2項1目4節ふるさと応援基金繰入金806万円の減額は、充当事業の事業費の確定。

総務課関係、2款1項1目1節地方揮発油譲与税から10款1項1目2節特別交付税までの増減は、交付額の確定によるもので、主なものは6款地方消費税交付金6,648万4,000円の減額、9款子ども・子育て支援臨時交付金1,350万5,000円の増額及び10款特別交付税1億2,209万2,000円の増額で、2款から10款までの補正合計額は、5,304万6,000円の増となるもの。21款1項1目2節防災対策債1億3,980万円の減額から、ページをめくっていただき、同11目2節現年発生単独災害復旧債330万円の減額までは、補正内容等の欄に記載のとおり、先ほど予算書11、12ページにて御説明申し上げました、地方債補正9件によるものでございます。

防災安全課関係、11款1項1目1節交通安全対策特別交付金29万5,000円の減額は、交付額の確定、15款2項1目4節県費・緊急地震・津波対策等交付金1億4,006万円の増額は、補助対象事業費の確定及び津波災害警戒区域、イエローゾーン指定により、県補助金がかさ上げとなったことにより増額となるもの、20款5項4目19節雑入50万円の増額は、静岡県市町村振興協会地震・津波対策等減災交付金の交付確定に伴うものでございます。

福祉事務所関係、14款2項2目2節国庫・児童福祉費補助金10万5,000円の減額は、臨時・特別給付金事業費補助金の交付額の確定。

環境対策課関係、15款2項3目2節県費・環境対策費補助金18万9,000円の減額及び18款1項5目1節水道事業会計繰入金8万2,000円の減額は、浄化槽設置整備事業に係る事業費の確定によるものでございます。

6ページ、7ページ、産業振興課関係、14款1項2目1節国庫・農林水産施設災害復旧費負担金169万6,000円の減額及び、同2項8目1節国庫・農林水産施設災害復旧費補助金19万5,000円の減額は、災害復旧費の確定によるもの、15款2項4目1節県費・農業費補助金3万2,000円の減額から、同3項3目1節県費・農業費委託金1万1,000円までの減額は、金額の確定によるもの、17款1項4目2節水産業費寄附金3万1,000円の減額は、事業費の確定による寄附金の減、18款2項1目8節みどりの基金繰入金30万円の減額は、充当事業費確定に伴うものでございます。

観光交流課関係、15款2項5目2節観光地域づくり整備事業費補助金10万円の減額は、事業費の確定によるもの。

建設課関係、12款1項1目1節住宅費分担金101万3,000円の減額から、15款2項6目1節県費・地籍調査費補助金20万5,000円の減額、めくっていただきまして、8ページ、9ページ、同3節県費・住宅費補助金179万9,000円の減額は、いずれも事業費の確定によるもの、18款2項1目10節景観まちづくり基金繰入金222万1,000円の減額は、事業費の確定による基金繰入金の減でございます。

学校教育課関係、18款2項1目11節教育振興基金繰入金95万円の減額及び12節奨学振興基金繰入金104万5,000円の減額は、事業費の確定による基金繰入金の減、20款5項5目15節学校等給食費850万円の減額は、新型コロナウイルスの感染拡大防止のための学校の臨時休校に伴い、給食費が減額となるもの。

生涯学習課関係、15款2項8目1節県費・教育費補助金3万円の減額は、事業費の確定によるものでございます。

続きまして、10ページ、11ページ、歳出でございますが、議会事務局関係、1款1項1目0001議会事務59万3,000円の減額は、会議録作成業務委託料不用額。

統合政策課関係、2款1項8目0240地域振興事業101万7,000円の減額から、2款1項14目振興公社推進事業85万円の減額は、いずれも事業費の確定によるもの。

総務課関係、2款1項3目0140行政管理総務事務43万3,000円の減額から、10款4項1目

7590単独総務施設災害復旧事業（9月8日災）8,000円の減額は、いずれも事業終了等による不用額、12款1項1目予備費7,837万5,000円の増額は、歳入歳出調整額でございます。

税務課関係、2款2項1目0450税務総務事務26万9,000円の減額は、静岡地方税滞納整理機構負担金の確定、同2目0470市民税課税事務71万8,000円の減額は、臨時雇賃金不用額、同0476賀茂地方税債権整理回収協議会事務63万2,000円の減額は、県技術派遣職員給与負担金の確定によるものです。

防災安全課関係、2款8項1目0860防災対策総務事務590万6,000円の減額及び同0861防災組織育成事業93万4,000円の減額は、補正内容等欄記載のとおり、委託料・補助金額の確定、同0864防災施設等整備事業102万3,000円の減額は、津波避難施設（敷根避難路）整備工事の終了によるもの、12ページ、13ページ、8款1項2目5810消防団活動推進事業11万6,000円の減額は、I P無線の導入が3月であり、通信料等の不用となったため、同5860消防施設等整備事業22万9,000円の減額は、補正内容等欄記載のとおり、いずれも事業費の確定による不用額、10款4項2目7632単独防災施設災害復旧事業（9月8日災）611万2,000円の減額は、台風第15号に係る敷根避難路の倒木除去業務委託の完了による不用額でございます。

福祉事務所関係、3款1項2目1052在宅身体障害者（児）援護事業28万2,000円の減額は、重度身体障害者等災害用具費の利用者がいなかったため、同3項1目1457臨時・特別給付金事業10万5,000円の減額は、給付額の確定によるものでございます。

市民保健課関係、4款1項3目2040母子保健相談指導事業240万円の減額は、不妊治療費助成金の不用額、同7目2070災害医療体制強化推進事業118万円の減額は、災害用備蓄等の入札差金。

環境対策課関係、4款3項5目2384浄化槽設置整備事業59万8,000円の減額は、浄化槽設置事業補助金の確定によるものでございます。

産業振興課関係、5款1項3目3100農業振興事業4万2,000円の減額及び同2項1目3360美しい里山づくり事業60万円の減額は、補正内容等記載のとおり補助金等の確定によるもの、同2目3400市営分収林事業87万7,000円の減額は、入札差金、同3目3450保健休養林管理事業78万5,000円の減額は、臨時雇賃金、温室等の燃料費、光熱水費の不用額、同7目3470森林環境整備促進基金2,000円の減額は、森林環境譲与税額の確定による積立金の減、同4項3目3805下田地区漁港機能保全整備事業35万6,000円の減額は、事業費の確定によるもの、6款1項2目4050商工業振興事業54万7,000円の減額は、住宅リフォーム振興助成金の不用額、6款1項2目4051中小企業金融対策事業2,000円の減額は、融資実績がなく、減額する



ものでございます。10款1項1目7001公共農用施設災害復旧事業（9月8日災）30万円の減額及び同4目7152公共水産施設災害復旧事業（10月12日災）48万2,000円の減額は、災害復旧工事費の確定によるものでございます。

観光交流課関係、6款2項2目4250観光まちづくり推進事業671万5,000円の減額は、事業費の確定によるもの、14ページ、15ページ、同3目4357伊豆半島ジオパーク推進整備事業23万6,000円の減額は、龍宮窟地質調査業務委託不用額、10款4項4目7648単独観光施設災害復旧事業（10月12日災）10万円の減額は、台風第19号に係る災害復旧工事費の確定によるものでございます。

建設課関係、7款1項2目4501地籍調査事業54万3,000円の減額は、事業費の確定によるもの、同2項1目4550道路維持事業98万2,000円の減額は、敷根1号線改良工事は不用額、道路用地の減額は、用地交渉がまとまらなかったため、同5項1目5151都市計画マスタープラン推進事業46万5,000円の減額は、補正内容等記載のとおり、いずれも事業費の確定による不用額、同5161景観推進事業214万円の減額は、景観まちづくり助成金の確定、同4目5250都市公園維持管理事業156万円の減額は、不用額、同7項2目5620耐震改修支援事業622万8,000円の減額は、補正内容等欄記載のとおり事業費、補助金の確定によるもの、同3目5630急傾斜地対策事業171万円の減額は、県事業費の変更による負担金の減、10款2項2目7361公共道路橋梁施設災害復旧事業（10月12日災）95万7,000円の減額から、同4項5目7603単独都市公園施設災害復旧事業（10月12日災）2万円の減額は、いずれも令和元年中の台風による修繕料、災害復旧工事の事業費の確定による不用額でございます。

学校教育課関係、9款1項3目6020奨学振興事業104万3,000円の減額は、補正内容等記載のとおり、補助金、交付金の決定によるもの、同2項1目6050小学校管理事業94万9,000円の減額は、臨時雇賃金の確定による不用額、同3項3目6196中学校再編整備事業123万円の減額は、下田中学校仮校舎に係る設計監理業務委託及び整備工事費の確定によるもの、同7項1目6800学校給食管理運営事業810万円の減額は、新型コロナウイルスの感染拡大防止のための学校の臨時休校に伴い、賄材料費が減額となるものでございます。

生涯学習課関係、9款5項4目6500芸術文化振興事業14万6,000円の減額は、吉田松陰寓寄処用地測量、看板設置工事不用額でございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、報第1号 専決処分の承認を求めることについてに係る、専第1号 令和元年度下田市一般会計補正予算（第9号）の説明を終わらせていただきます。

御承認のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（小泉孝敬君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

13番 沢登英信君。

○13番（沢登英信君） 3月31日のこの専決の説明資料のほうの2ページ、3ページにあります地方消費税交付金が6,648万4,000円減額になって、これは確定によるものだと、こういうことなのですが、大分大きな見込みの差が出た原因というか、取引がなかったといえ、そういうことかとは思いますが、その原因が調査してあれば、内容を報告頂きたいと思えます。

それから次に、デジタル同報系無線の旧スピーカーの柱を取り去る工事をしてると思いますが、新たなデジタルの放送施設をつけるということが同時にやられていないのではないかと、したがって、この同報系無線が聞こえないという部所がこの期間、出てるのではないかとと思えますが、これらの実態をどのように把握されているか、2点目としてお尋ねをしたいと思えます。

それから14ページ、15ページの学校給食の運営費、材料費を810万円ほど減額をしたということで予算が出されておりますが、この810万円の減額はどのような内容であるのかと、そしてこの810万円の減額によって、経済的な不利益を受けるであろう方々はどのような方々なのかと、そこら辺の一定の配慮や対策はなされているのかということをお尋ねしたいと思えます。

そして、やはり子供たちの7人に1人は貧困だと、こう言われていようかと思えます、一般論として。下田においてもなかなか栄養が行き届かないと、給食が大変大きな役割を果たしてると、この期間、給食が廃止されているわけですので、そこら辺の子供たちの実態をこの減額することによって教育委員会としてはどのように理解をし、把握してるのか、併せてお尋ねをしたいと思えます。

以上です。

○議長（小泉孝敬君） 総務課長。

○総務課長（日吉由起美君） 消費税交付金でございます。消費税交付金につきましては、元年度の予算を予算編成するときに、10月から消費税が上がるということで予算のほうを組み立てさせていただいたところであります。消費税交付金につきましては、当年度の2月から1月分について交付されるものです、その年度につきましては。ですので、10月から1月分

のところは10%になるということで、予算のほうを組み立てていたところでありましてけれども、結果的には思ったとおりの増にはならなかったということでございます。これは県のほうで配分して、人口、それから従業員割ということで市のほうに交付されるものですので、そのところのどこがということはあるんですけども、10%になったときに、まず全てのものが10%になるのではなくて、軽減税率、8%のものもあったということで、そういう部分も関係しているのかなというふうには思っておりますが、詳細の分析というところまでは、内容については承知してないところでございます。

以上でございます。

○議長（小泉孝敬君） 防災安全課長。

○防災安全課長（土屋 出君） 沢登議員からの防災無線の入田の関係だと思っておりますけれども、台風の関係で子局につきましては危ないということで撤去させていただきました。早めには次のデジタルの子局については工事を進めていきたいと思っておりますけれども、不便をかけてることに対しては申し訳なく思っております。

また、防災ラジオ、また携帯のメール等でも受信できますので、その辺で対応させていただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（小泉孝敬君） 学校教育課長。

○学校教育課長（糸賀 浩君） 学校教育課のほうからは給食費に係る賄い材料についてお答えをさせていただきます。

賄い材料の減額分につきましては、発注をしてキャンセルが利かなかった部分についてはお支払いを業者にはするという形を取っております。それからあと加工業者につきましては、国が全国学校給食会に委託をして実施している補助金を活用して、違約金というような形でその一部をお支払いするようなことになっております。

以上です。

○議長（小泉孝敬君） 給食の貧困のあれはよろしいですか。

教育長。

○教育長（佐々木文夫君） すみません、休み中に子供たちが貧困ということで、なかなか食事が食べられていないんじゃないかというようなお話だったと思いますが、取りあえず学校等が各家庭に健康面、あるいは課題等で連絡を取りながら、子供たちの様子を把握しておるわけですけど、特にこの件につきましては、食事が食べられていないというような報告はありませんので、今、教育委員会として把握してるのは以上の内容のとおりです。

終わります。

○議長（小泉孝敬君） ほかに質疑はありませんか。

9番 進士濱美君。

○9番（進士濱美君） 1点、お尋ねいたします。

14ページの補正予算の概要でございますが、その中で1つ、防災関係になりますね、070702耐震改修支援事業につきまして、補正前の金額が800万円から、今回の補正額、減額620万円、約8割の減額になっております。結果的に185万4,000円が予算上使用されたという報告でございますが、その中身もここにございます、補助金、あるいは一般家庭の耐震化、こういった内容に対する予算でございますが、これは下田市の場合、県下もそうなんです、**「TOUKAI-0」**という大前提の下に県下では進んでおりまして、その中で下田市の耐震改修につきましては、やはり賀茂全域も含めて少し遅いかなという印象を持っております。ブロック塀、それから家庭内の家具の転倒防止、そして本体である家屋の転倒防止、これが自助の大前提になるはずなんでございますが、その中で昨年度、180万円程度の予算しか消化されていないということでございますと、ちょっとどうしたものかなという思いがしております。予算につきましても、当初の800万円につきましては、これは補助金の額から算定しますと、約5件分から6件分の耐震補助金にすぎないという算定になるんだろうと思えます。それがさらに今回8割の減額になっておりますんですが、これは来年度、恐らく、と申しますか、引き続き予算計上をして促進を推進をするという姿勢でいらっしゃると思いますが、しかし、前年度と同様に今年度もこういった現象が現れる可能性がないとは言えないという思いがするんですが、その辺は防災課のほうはどういうふうにか考えるのか、新たな促進策を考えていくのかどうかというのをちょっとお尋ねいたします。

○議長（小泉孝敬君） 建設課長。

○建設課長（白井達哉君） すみません、木造住宅の耐震事業の関係なんですけれども、当初予算のほうでは4件分の費用につきまして、限度額いっぱい予算を計上させていただいたんですけれども、実質1件しか実績がなかったということで、静岡県全体で**「TOUKAI-0」**ということで取り組んでることに加えまして、下田市は特に独自の制度としましてDI地区内の道路に面している部分だけ、市独自の割増し制度を設けたんですけれども、元年度1件、それ使っていただいたんですが、どうしても補助金だけでできる仕事ではなく、10万円、20万円だったり、100万円だったり、どうしても個人の出費というものが伴うものですので、なかなかこちらとしても個別の訪問からPRなどもさせていただいてるんですけ

れども、なかなか思うように伸びないという現実がございます。そうはいいまして、防災対策上、重要なことだと思っておりますので、また引き続き、担当課としては頑張っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（小泉孝敬君） 9番 進士濱美君。

○9番（進士濱美君） 課長がおっしゃるとおり、結局、木造の一般家庭のスペースから言うと、約100万円から、ちょっと大きい住宅ですと200万円ぐらい耐震化ではかかるというのは私も聞いておりますけども、そうしますと個人負担の部分が相当に、80万円から100万円、あるいはうまくいって50万円ぐらいという相場であろうと思います。私もお願いして、耐震化の診断だけはやらせていただいておりますが、なかなか手がかからないという、自分自身もじくじたる思いでおるんですけども、これ、いずれにしろ今回のコロナ感染症も一災害の分類に入るといたしまして、また今度、新たな災害が忘れた頃にとという部分で来た場合に、また市も大きな災害を発生するという部分は十分に予想できるわけですね。ですから日常から頑張っておってやっていくべきだと思いますが、従来どおりの促進の方法であると、なかなか手がかからないと、今話しましたようにコストが大分かかるという現実がありますから、もう少し自主防災等とも突っ込んだ話合いの中で、新たな方策を探るということしかないんじゃないのかという思いもいたしておりますので、そこら辺はまた検討していただければと思います。

以上で終わります。

○議長（小泉孝敬君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉孝敬君） これをもって質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は、委員会に付託することを省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉孝敬君） 御異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論・採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉孝敬君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉孝敬君） 御異議はないものと認めます。

よって、報第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度下田市一般会計補正予算（第9号））は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

---

#### ◎報第2号の上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（小泉孝敬君） 次は、日程により、報第2号 専決処分の承認を求めることについて（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について）を議題といたします。

当局の説明を求めます。

福祉事務所長。

○福祉事務所長（須田洋一君） それでは、報第2号 専決処分の承認を求めることについて（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について）を御説明申し上げます。

お手数でございますが議案件名簿の2ページをお開き願います。

地方自治法第179条第1項の規定により、下記事件を別紙のとおり専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により議会の承認を求めるとでございます。

続きまして3ページ、専第2号は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを、次の4ページのとおり制定するものでございます。

この条例改正は、県の母子家庭等医療費助成事業費補助金交付要綱等の一部改正により、本年4月1日に施行された下田市母子家庭等医療費助成要綱の改正に伴い、本年度4月1日以降のひとり親家庭等への医療補助金の交付手続のため専決処分をさせていただいたものでございます。県の当該要綱等及び市の当該要綱の主な改正点は「母子家庭等」の呼称を「ひ

とり親家庭等」としたものでございます。

それでは、条例改正の内容につきまして、条例改正関係等説明資料で御説明申し上げますので、お手数でございますが、資料の1ページをお開き願います。

新旧対照表でございますが、左側が改正前、右側が改正後で、アンダーラインが引いてあるところが改正箇所でございます。

別表第1中、「下田市母子家庭等医療費助成要綱」を「下田市ひとり親家庭等医療費助成要綱」に改めるのは、同要綱の改正によるため、同じく別表第2中の改正についても同様でございます。

以上、大変雑駁な説明でございますが、報第2号 専決処分の承認を求めることについての説明を終わらせていただきます。

御承認のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（小泉孝敬君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉孝敬君） 質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。

本案は、委員会に付託することを省略したいと思えます。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉孝敬君） 御異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論・採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉孝敬君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉孝敬君） 御異議はないものと認めます。

よって、報第2号 専決処分の承認を求めることについて（行政手続における特定の個人

を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

---

◎報第3号の上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（小泉孝敬君） 次は、日程により、報第3号 専決処分の承認を求めることについて（下田市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例の制定について）を議題といたします。

当局の説明を求めます。

税務課長。

○税務課長（佐々木雅昭君） それでは、報第3号 専決処分の承認を求めることについて（下田市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例の制定について）につきまして御説明申し上げます。

お手数ですが、議案件名簿の5ページをお開き願います。

地方自治法第179条第1項の規定により、下記事件を別紙のとおり専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により議会の承認を求めます。

続きまして、6ページ、専第3号は、下田市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例を別紙7ページから15ページのとおり制定するものでございます。

今回の条例改正につきましては、令和2年度税制改正大綱に基づきまして、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が、令和2年3月31日に公布され、原則として令和2年4月1日から施行されることに伴い、下田市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例を、同年3月31日付で専決処分したことにつきまして御報告させていただくものでございます。

なお、今回の改正につきましては、国から示されました改正文どおりの内容となっておりますが、本年3月に市内の一部地域が津波防災地域づくりに関する法律に基づき津波災害警戒区域に指定されたことから、津波避難ビル等において避難の用に供される部分や避難の用に供される償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例規定を追加しているところでございます。

提案の理由でございますが、先ほど申し上げました法律等が施行されたことから、この税制改正に対し早期の対応を図るため、本条例について所要の改正を行うものでございまして、本年3月31日付で専決処分を行いましたことから、本臨時会におきまして、御承認を



求めるものでございます。

それでは、専第3号 下田市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例につきまして、条例改正関係等説明資料により御説明申し上げます。

お手数ですが、条例改正関係等説明資料の4ページ、専第3号説明資料①を御覧ください。

今回の条例改正につきましては、第1として、令和2年度の税制改正大綱に基づくものでございまして、主な改正項目でございますが、まず個人市民税の関係でございますが、全てのひとり親家庭に対して公平な税制を実現するという観点から、婚姻歴の有無による不公平と男性のひとり親と女性のひとり親間の不公平を同時に解消するために、婚姻歴の有無や性別にかかわらず、一定の所得制限の下に「ひとり親控除」を適用するというもの。またこれに伴い、現行の寡婦、男性の寡夫、単身児童扶養者に対する個人住民税の人的非課税措置が見直されたものでございます。

次に固定資産税におきましては、所有者不明土地等に係る固定資産税の課税上の課題に対応するために、所有者情報の円滑な把握や課税の公平性の確保の観点から、相続人等の現に所有している者の申告を制度化し、登記簿上の所有者が死亡し、相続登記がされるまでの間において現に所有している者に対し氏名・住所等の必要な事項を申告させることができるようになったこと。

また、戸籍等の公簿上の調査等十分な調査を尽くしてもなお固定資産の所有者が一人も明らかとならない場合、事前に使用者に対して通知をした上で、使用者を所有者とみなして固定資産税を課することができることとされたところでございます。

このほか、税負担の軽減措置といたしまして、新築住宅に係る税額の減額措置が2年延長されましたこと。さらに新築の認定長期優良住宅に係る税額の減額措置につきましても同様に2年延長されたところでございます。

5ページを御覧頂きたいと思いますが、市たばこ税におきましては、軽量の葉巻たばこの課税方式が見直されましたことや、その他の事項といたしまして、地方税法等の改正に伴い、条項のずれ等の修正と語句の修正、さらに令和への改元に伴います年号表記の修正等の条文章備が主な内容となっております。これに加えまして第2といたしまして、冒頭申し上げましたとおり、市内の一部地域が津波防災地域づくりに関する法律に基づきますイエローゾーンに指定されたことから、津波避難ビル等の一部や避難の用に供される償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例規定を追加したものでございます。

続きまして、6ページの説明資料②をお開きください。

今回の下田市税賦課徴収条例等の一部改正に関する新旧対照表で、左側が改正前、右側が改正後で、アンダーラインの部分が今回改正する箇所となっております。

まず第1条による改正は、下田市税賦課徴収条例の一部改正でございまして、第24条の改正は先ほど申し上げましたとおり、前年の合計所得金額が135万円以下のひとり親に関しても非課税措置の対象とする旨の改正。

第34条の2の改正は、ひとり親控除の新設に伴います改正と第36条の2の改正も同様に地方税法の改正に伴いまして参照条項を整理するもの。

7ページの第36条の3の2と8ページの第36条の3の3の改正は、給与所得者また公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場合において、その旨の記載を不要とするための改正。

第48条の改正は、租税特別措置法の改正に伴います参照条項の整理。

9ページにかけての第51条の改正は、条文中で参照しております地方自治法の法律番号を追加するもの。

第54条の改正は、地方税法の改正に伴います条文整備と参照条項の整理のほか、第5項の追加は先ほど申し上げましたとおり、今回の税制改正によりまして調査を尽くしても所有者が明らかとならない場合には、使用者を所有者とみなすことができる旨の規定を新設するとともに、従来の第5項以下を1項ずつ繰り下げるもの。

11ページからの第61条と12ページの第61条の2の改正は、法改正に伴います参照条項の整理。

第74条の3は新設の条文で、今回の税制改正によりまして登記簿または補充課税台帳に所有者として登記または登録がされている個人が死亡している場合には、現所有者に対し賦課徴収に必要な事項を申告させることができることとなりましたため、この規定を新設するもの。

13ページの第75条の改正は、法改正に合わせて条文の整備を行うもの。

第94条の改正ですが、地方税法の改正に伴いまして、第2項におきまして軽量な葉巻たばこに係る紙巻たばこの本数への換算方法について、令和2年10月1日から2段階で見直すこととされたことに伴いまして、その第一段階として、軽量な葉巻たばこの1本当たりの重量が0.7グラム未満の場合には、当該葉巻たばこの1本を紙巻たばこの0.7本に換算するという規定をただし書きとして追加するもの。

第4項の改正は、第2項にただし書きを追加したことに伴います条文の整備。

14ページの第96条の改正は、法改正に伴いまして、たばこ税の課税免除の適用に当たっての手續の簡素化が図られましたことから、これに関する規定を第2項として追加し、この追加に伴いまして、従来の第2項を第3項に繰り下げ、併せて条文を整備するもの。

第98条の改正は、第96条に新たな項を追加したことに伴います参照条項の整理。

15ページの第131条と第152条の改正につきましては、法改正に伴います参照条項の整理を行うものでございます。

次に附則の改正ですが、附則第3条の2と16ページの第4条の改正は、租税特別措置法におきまして延滞金等の特例規定の改正が行われたことに伴います規定の整備。

17ページの附則第6条と附則第7条の3の2の改正は、それぞれ改元に伴います年号表記の修正。

18ページの附則第8条の改正規定は、地方税法の改正に伴いまして、肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例の適用期限を3年延長するとともに、改元に伴います年号表記の整備。

附則第10条の改正は、法改正に伴いまして条文の整備を行うもの。

18ページから20ページにかけましての附則第10条の2の改正規定でございますが、法改正に伴いまして参照条項を整理するとともに、既定の表現方法に句読点の有無の一貫性がありませんでしたので、これを整理。さらに冒頭御説明申し上げましたとおり、本年3月に市内の一部が津波防災地域づくりに関する法律に基づきます津波災害警戒区域に指定されましたことから、津波避難ビル等におけます避難の用に供される部分や避難の用に供される償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例規定を追加したものでございますが、これらは地方税法やこれに基づきます条例準則には既に規定があったものでございまして、これまで市内に該当地域がなかったことから規定をしていなかったものでございまして、今回の指定に伴いまして、条例準則に従い第3項から第8項に追加したものでございます。

次に、附則第11条から29ページの附則第30条までの改正につきましては、法改正に伴います参照条項の整理と条文整備、併せて改元に伴います年号表記の整備を行ったものでございますが、24ページの附則第17条の2の改正におきましては、地方税法の改正に伴いまして優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例につきまして、適用期限が3年延長されましたことから、所要の条文整備につきましても併せて行ったところでございます。

次に、第2条による改正につきましても下田市税賦課徴収条例の一部改正規定でございま

して、第19条から次の30ページの第23条までの改正規定は、法改正に伴います参照条項の整理と条文の整備。

第31条から34ページの第48条第7項までの改正規定につきましても、法改正に伴います参照条項の整理。

34ページの従来の第9項の規定につきましては、法改正に伴いまして法人市民税の課税標準についての規定に改正があったことに伴い、この規定を削除し、これに伴いまして、35ページから36ページの従来の第10項以下を1項ずつ繰り上げるとともに、法改正に伴います参照条項の整理を行っているものでございます。

次に、同じく36ページの第50条の改正ですが、法改正に伴いまして参照条項を整理するとともに、国税において法人の連結納税制度が廃止されたことから、それに伴いまして関連する規定を削除するものでございます。

次に、38ページの第52条の改正につきましても第50条の改正同様、国税におけます法人の連結納税制度の廃止に伴いまして第4項以下の規定を削除するものでございます。

次に、39ページの第94条の改正は、軽量な葉巻たばこに関する紙巻たばこの本数への換算方法の見直しの第2段階目の見直し規定で、第1条改正におきまして第1段階として軽量な葉巻たばこの1本当たりの重量が0.7グラム未満の場合には当該葉巻たばこの1本を紙巻たばこの0.7本に換算するとしたものを、第2段階の見直しで、軽量な葉巻たばこの1本当たりの重量が1グラム未満の場合には当該葉巻たばこの1本を紙巻たばこの1本に換算するとしたもの。

次に、附則第3条の2及び第4条の改正でございますが、先ほどの38ページの第52条の改正で第4項以下を削除しておりますことから、参照条項の整理を行っているものでございます。

次に、41ページの第3条による改正は、令和元年に成立いたしております下田市税賦課徴収条例等の一部改正条例を改正する内容となっております。今回の第1条改正によりまして個人住民税の人的非課税措置の改正を行っておりますことから、昨年の一部改正条例の第3条による改正中、第24条の改正に関連する部分を削り、これに伴いまして附則第1条第4号と第5号の改正規定と附則第4条の改正規定をそれぞれ改めるものでございます。

次に、同じく41ページですが、今回の改正条例の附則第8条による改正規定でございます。こちらは平成27年に成立いたしております下田市税賦課徴収条例等の一部改正条例を改正する内容となっております。平成27年の改正条例の附則第6条で市たばこ税に関する経

過措置を規定しているわけですが、こちらの規定中第2項第3号と第13項、さらに第14項の表中、改元に伴います年号表記の整備を行っているものがございます。

続きまして43ページをお願いします。今回の改正条例附則第9条による改正規定でございますが、こちらは平成28年に成立いたしております下田市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例の一部を改正するもので、平成28年改正条例の附則第1条第3号と第3条の規定中、改元に伴います年号表記の整備を行っているもの。

最後に、同じく43ページですが、今回の改正条例附則第10条によります改正規定につきましては、平成30年に成立しております下田市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例の一部を改正するもので、平成30年改正条例の附則第1条から47ページの附則第9条までの規定中、改元に伴います年号表記の整備を行っているものがございます。

恐れ入りますが、議案件名簿の13ページにお戻り頂きまして、附則でございますが、第1条は条例の施行期日を定めるもので、この条例は、令和2年4月1日から施行するものですが、次の第1号から第4号に掲げる規定につきましては、それぞれに定める日から施行するもの、まず第1号におきましては、第1条によります市たばこ税に関する改正規定と附則第6条の市たばこ税に関する経過措置については令和2年10月1日を施行日とするもの。

第2号におきましては、第1条改正のうち個人住民税におけますひとり親控除に関する改正規定や租税特別措置法の改正に伴います延滞金等の特例規定、さらに個人住民税や固定資産税の課税の特例規定と市民税に関する経過措置のうち、ひとり親控除に関する部分については令和3年1月1日を施行日とするもの。

第3号におきましては、第2条改正のうち市たばこ税に関する改正規定と市たばこ税に関する経過措置については令和3年10月1日を施行日とするもの。第4号におきましては、第2条改正のうち市たばこ税の改正規定に関する部分以外の部分と法人市民税に関する経過措置については令和4年4月1日を施行日とするものがございます。

以下、附則第2条は延滞金に関する経過措置、附則第3条から14ページの附則第4条で市民税に関する経過措置、附則第5条で固定資産税に関する経過措置、附則第6条と第7条で市たばこ税に関する経過措置を規定しているものがございます。

さらに、先ほど条例改正関係等説明資料にて御説明させていただきましたが、15ページの附則第8条におきましては、平成27年に成立しております下田市税賦課徴収条例等の一部改正条例、附則第9条におきましては、平成28年に成立しております下田市税賦課徴収条例等

の一部改正条例、さらに第10条におきましては、平成30年に成立しております下田市税賦課徴収条例等の一部改正条例のそれぞれの附則中におきまして、改元に伴います年号表記の整備を行うという内容となっているものでございます。

以上、大変雑駁な説明でございますが、報第3号 専決処分の承認を求めることについての説明を終わらせていただきます。

よろしく御承認のほど、お願い申し上げます。

○議長（小泉孝敬君） 当局の説明は終わりました。

ここで休憩したいと思います。

11時20分まで休憩といたします。

午前11時11分休憩

---

午前11時20分再開

○議長（小泉孝敬君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

本案に対する質疑を許します。

2番 中村 敦君。

○2番（中村 敦君） ちょっと固定資産税について聞きたいんですが、条例説明資料の4ページの部分になりますけれども、1の（2）の（イ）ですけれども、調査を尽くしてもなお固定資産の所有者が1人も明らかにならない場合、使用者に対して通知した上で、使用者を所有者をみなして固定資産税を課すということですが、非常に重要な改正かと思いますが、言ってることは分かるんですけれども、実際にどういうケースが具体的にあるのか、調査を尽くしても所有者が分からない、でも使用者がいるという具体的なケース、もし何かあれば、ちょっと教えてほしいんですが、お願いします。

○議長（小泉孝敬君） 税務課長。

○税務課長（佐々木雅昭君） ただいまの御質問でございますけれども、現在、課税台帳上の所有者が死亡された場合とかにつきましては、地方税法の規定によりまして代表相続人を指定させていただいて、納税義務を継承していただいているというような形になります。

ただ、これが長期にわたって被相続人側での相続の登記であるとかといったものがされないうまま放置されてしまいますと、その方々も亡くなってしまって、現に所有している方がどなたになっているのかというのが分からなくなってしまうというようなケースがそれに該当するかというふうな形で考えておりますけれども、現状におきましては、下田市内で戸籍とか

当然、戸籍や裁判所への相続放棄の申述の有無等の調査も行ってはおるんですけども、それでも例えば相続人が判明しないとかというようなものに関しましては、現在、市内で約、土地家屋で100ぐらいあるかなと、所有者の数としては30名分ぐらいあるのかなというようなことなんですけど、この現状で、それを使用している具体例があるかというようなことになりますと、この今、不明になってる部分に関しましては大半が山林原野なもんですから、今、御質問のあったような具体例があるかという、なかなかないかなという感じではございますけれども、今後、これに関しまして、主にやはり住宅とかというようなところで、所有者が亡くなった場合に、その後の使用者、課税を誰にする、税金を誰にかけるのかというような形で、今、先ほど来、申しあげましたような調査にかなり時間を要しているというようなこともありますので、そういった問題に対する対応が今回図られたというようなことになろうかと考えております。

以上でございます。

○議長（小泉孝敬君） 2番 中村 敦君。

○2番（中村 敦君） ありがとうございます。では、ほとんど住宅とか宅地じゃなくて山林原野だということで、そうすると、この改正によって例えば税収を幾ら見込んでるとか、そういう世界ではないという認識でよろしいのでしょうか。

○議長（小泉孝敬君） 税務課長。

○税務課長（佐々木雅昭君） この改正が直接税収に影響するかというようなことかと思えますけれども、それに関しては現在のところ影響は考えておりません。

以上です。

○議長（小泉孝敬君） ほかに質疑はありませんか。

13番 沢登英信君。

○13番（沢登英信君） 同じ説明資料の5ページのわがまち特例の追加ということで、イエローゾーンが指定されて、避難ビル等につきましては供用部分及び償却資産が軽減がされると。恐らく、よく理解できないんですが、18から19ページの規定にあります、この2分の1等が、課税標準額の2分の1が減額されるという、こういうことになろうかと思うんですが、やはりこの避難ビル等をより多く設定をしていくということが市としても必要になってこようかと思っておりますので、その減免があることがどのような形で指定に協力を頂けるのかと、こういうことになってこようかと思うんですけども、具体的な事例は、伊豆新聞の建物でしょうか、入ってる等々は指定になってようかと思うんですが、ここら辺の実態は現時点でどの

ような仕組みでされてるのか、分かればお尋ねをしたいと思います。

○議長（小泉孝敬君） 税務課長。

○税務課長（佐々木雅昭君） 御指摘の点でございますけれども、現在、この今回のイエローゾーンの指定の根拠法でございます津波防災地域づくりに関する法律に基づきます避難ビルというものは、ちょっと今現在のところ把握してございません。この法律に基づいて津波避難ビルとして指定をされた場合、そちらの例えば床面積に含まれる、避難の用に供する部分の階段部分ですとかといった全体のうちの一部について固定資産税の課税標準が2分の1から4分の3ですか、その程度軽減されるといった制度になってございます。現在のところ、ちょっとこの法律に基づきます津波避難ビルは、今のところまだ市内にはないのではないかと、今後の話になってくるのかなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（小泉孝敬君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉孝敬君） これをもって質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は、委員会に付託することを省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉孝敬君） 御異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論・採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉孝敬君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉孝敬君） 御異議はないものと認めます。

よって、報第3号 専決処分承認を求めることについて（下田市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例の制定について）は、原案のとおり承認することに決定いたしました。



---

◎報第4号の上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（小泉孝敬君） 次は、日程により、報第4号 専決処分の承認を求めることについて（下田市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について）を議題といたします。

当局の説明を求めます。

市民保健課長。

○市民保健課長（井上 均君） それでは、報第4号 専決処分の承認を求めることについて、（下田市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について）を御説明申し上げます。

お手数ですが、議案件名簿の16ページをお開き願います。

地方自治法第179条第1項の規定により、下記事件を別紙のとおり専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により、議会の承認を求めます。

続きまして、17ページ、専第4号は、下田市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を、次の18ページのとおり制定するものでございます。

この条例改正は、新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策の第2弾として、後期高齢者医療及び国民健康保険において、新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被用者に傷病手当金を支給する区市町村等に対し、支給額全額について国が特例的な財政支援を行うことが決定されました。

このことに伴い、静岡県後期高齢者医療広域連合において、本年4月21日に静岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（以下「広域連合条例」という。）が専決改正され、市において行う事務に、傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付が必要となったため、同日の4月21日に専決処分をさせていただいたものでございます。

それでは、改正の内容につきまして、条例改正関係等説明資料で御説明申し上げますので、お手数ですが、説明資料の48ページをお開き願います。

新旧対照表でございますが、左側が改正前、右側が改正後で、アンダーラインを引いた部分が改正箇所でございます。

第7条中、第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加えるもので、「第10号、広域連合条例附則第5条の傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付」とするものでございます。

議案件名簿の18ページにお戻り頂き、附則ですが、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上、大変雑駁ではございますが、報第4号 専決処分の承認を求めることについての説明を終わらせていただきます。

御承認のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小泉孝敬君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉孝敬君） 質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。

本案は、委員会に付託することを省略したいと思えます。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉孝敬君） 御異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論・採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉孝敬君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉孝敬君） 御異議はないものと認めます。

よって、報第4号 専決処分の承認を求めることについて（下田市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について）は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

---

#### ◎報第5号の上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（小泉孝敬君） 次は、日程により、報第5号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度下田市一般会計補正予算（第1号））を議題といたします。

当局の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（日吉由起美君） それでは、報第5号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度下田市一般会計補正予算（第1号））につきまして、御説明申し上げます。

議案件名簿の19ページをお開きください。

報第5号 専決処分の承認を求めることについてでございますが、地方自治法第179条第1項の規定により、専第5号 令和2年度下田市一般会計補正予算（第1号）を別紙のとおり、令和2年4月27日に専決処分したことにつき、同条第3項の規定により、議会の承認を求めるものでございます。

別紙ピンク色の補正予算書及び補正予算の概要を御用意ください。

今回の補正予算は、新型コロナウイルス感染症の拡大により、国が緊急経済対策として、補正予算を編成した特別定額給付金、企業の金融支援として拡大された経済変動対策特別資金を借り受けた事業者に対する利子補給金、また、下田市が感染拡大防止のため、休業要請をした市内事業者に給付する感染拡大防止協力金について、早急に対応しなければならない経費として、専決処分したものでございます。

それでは、改めまして、補正予算書の1ページをお開きください。

令和2年度下田市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによるもので、第1条の（歳入歳出予算の補正）でございますが、第1項は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ22億6,900万円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ151億4,400万円とするものでございます。第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるというもので、予算書の2ページから5ページ記載のとおりでございますが、内容につきましては、後ほど補正予算の概要により御説明申し上げます。

次に、第2条（債務負担行為の補正）でございますが、債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」によるというもので、補正予算書の6ページをお開きください。

第2表 債務負担行為の追加は1件で、事項は、経済変動対策特別資金利子補給補助金（新型コロナウイルス対策枠）で、期間は、令和2年度から令和5年度まで、限度額は、融資残高に対する利子1.4%に相当する額でございます。

それでは、歳入歳出予算補正の主な内容につきまして、補正予算の概要により、御説明申し上げます。

恐れ入りますが、補正予算の概要の2ページ、3ページをお開きください。

歳入でございますが、総務課関係、15款2項1目2節国庫・特別定額給付金給付費21億3,900万円の追加は、給付事務費補助金として2,900万円、給付事業費補助金として21億1,000万円、19款2項1目1節財政調整基金繰入金5,000万円の増額は、休業要請をした市内事業者に給付する感染拡大防止協力金の財源として、財政調整基金から繰り入れるもの、20款1項1目1節繰越金3,000万円の増額は、3月31日専決させていただいた令和元年度一般会計補正予算（第9号）による決算見込額として増額するもの。

産業振興課関係、16款2項5目1節県費・商工費補助金5,000万円の増額は、感染拡大防止協力金に対し、その額の2分の1を交付金として受け入れるものでございます。

続きまして、4ページ、5ページ、歳出でございますが、総務課関係、2款1項23目0440特別定額給付金給付事務2,900万円の追加は、国が新型コロナウイルス感染症緊急経済対策において、「新型インフルエンザ等対策特別措置法の緊急事態宣言の下、生活の維持に必要な場合を除き、外出を自粛し、人と人との接触を最大限削減する必要がある。医療現場をはじめとして全国各地のあらゆる現場で取り組んでおられる方々への敬意と感謝の気持ちを持ち、人々が連帯して、一致団結し、見えざる敵との闘いという国難を克服しなければならない。」と示され、家計への支援として、特別定額給付金の給付を行うものとして、計上する事務費及び同0445特別定額給付金給付事業21億1,000万円の追加は、令和2年4月27日現在下田市の住民登録基本台帳に記録されている方に1人当たり10万円を給付するものとして給付金を計上するものです。12款1項1目予備費1,922万2,000円の増額は、歳入歳出調整額でございます。

産業振興課関係、6款1項2目4051中小企業金融対策事業1,000万円の追加は、経済変動対策特別資金利子補給補助金（新型コロナウイルス対策枠）で、県制度融資である経済変動対策貸付（新型コロナウイルス感染症対応枠）を利用した事業者に対し、従来の利子補給率1%から1.4%に拡大し、期間も2年間から3年間に延長して利子補給を行うもの、6款1項5目4142感染拡大防止協力金給付事務77万8,000円の追加は、給付事業に係る事務費、同4143感染拡大防止協力金給付事業1億円の追加は、休業要請分として、市が休業要請した事業者に対し、1件当たり20万円を給付するものでございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、報第5号 専決処分の承認を求めることについてに係る、専第5号 令和2年度下田市一般会計補正予算（第1号）の説明を終わらせていただきます。

御承認のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（小泉孝敬君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

13番 沢登英信君。

○13番（沢登英信君） 補正予算書の15ページですけど、4051事業、中小企業金融対策事業、経済変動対策特別資金利子補給補助金（新型コロナ対策枠）ということで、2年を3年に延長したということではありますが、この補正予算第9号で、御案内のように経済変動対策特別資金利子補給補助金は、借手がないのでゼロ円だよと、削除にすると、こういう予算を補正予算で出してるわけですね。そして今度、国がこういう制度をつくったからということで対応するのは結構でございますけど、実態に借手があるのかどうなのかと、そういうことを調査して、予算措置を当然すべきではないかと思うわけですが、この予算措置をしても、この恐らく市内の事業者を対象ということだろうと思うんですが、その実態がどうかということをお尋ねをしたいと思います。ただ単に国が制度を設けたからというだけではなくて、やはり使い勝手のいいようなものにしていかなければならないと思うんですが、そのような調査や工夫がされてるかという点をお尋ねしたいと思います。

それから引き続きまして、4143事業、感染拡大防止協力金給付事業の1億円ということで、実態的には県のほうから5,000万円ほど来るから5,000万円の事業だと、事業規模は1億円だと、20万円の500件見当であると、こういう説明を全協で受けたかと思うんですが、どういう訳でこの給付については、給付規定なり、給付条例というものが要らないのかという点が1点であります。

もう一点は、どう考えても条例が理屈上要らないにしても、給付要綱なり給付規則というのは、こういう人たちが対象で、こういう具合にしますよということを当然、この議会に諮らなければならない内容を含んでるのではないかと思うわけです。その点を当局としてどのようにお考えになっているのかと。500件等は宿泊や夏のサービスをしている業者等が対象だということですが、既に経済4団体と言っていいかと思いますが、そういう方たちの要望書や理容組合の人たちからの要望書が4月24日にも出されてると、議員にも渡されているわけですが、床屋さん等々、理容組合の人たちが対象にしてほしいと、休業しますよと、こういうものに対する配慮、対策、見解というのは当局としてどのようにお考えになっているのか、併せてお尋ねをしたいと思います。

○議長（小泉孝敬君） 産業振興課長。

○産業振興課長（樋口有二君） では、私のほうから御説明させていただきます。

まず利子補給についてでございます。御質問が、まずこういった先ほどの議案において、令和元年度分については申請者がなかったということで削除して、今回こういったことでちゃんと申請する実態があるのか、そういったことをもって、そういったことを調べているのかということでございます。今回、先ほどの議案においては、確かに令和元年度中の申請というものはございませんでしたが、今回、県のほうの貸付制度において、令和元年度の貸付制度で新型コロナウイルス感染症対応枠というものに対して予算を出すのは令和2年度以降になりますので、今回、こちらのほうで、従来であれば毎年科目存置として1,000円分置いて、どれくらいの実績があったかというのは、おいおい県から報告が来ますので、その実数に応じて補正予算を要求させていただくという流れで毎年、もしこれが適用されるような事件があった場合には、そのような形で要求をさせていただいてきたものです。

今回はそういった貸付制度の開始、県のほうにおいてコロナ対策の貸付枠として対応されたのが3月の下旬のこととございました。それに対応して貸付けを実施されていくのが令和2年度以降にその返済が行われていきますので、そちらに対しての利子補給ということで、令和2年度に要求をさせていただいて、今回は科目存置ではなく、ある程度、1,000万円という規模を持って利子補給に対応するというを予算上確保させていただくために、こういった専決予算で盛り込ませていただいているというものでございます。

ちなみに県のほうに問い合わせたところ、下田市内においてこちらの県の貸付制度、新型コロナウイルス感染症の対応枠を利用されている方は43件いらっしゃるそうです。こちらが4月の17日までの時点、4月18日時点で聞き取った結果でございますので、それ以降、また県のほうで追加の予算を4月28日の議会で決定をいたしまして、それに基づく県の新型コロナウイルス感染症対応枠の融資制度もまだ引き続き受付を実施しております。こういったことにさらに受付、申請がありまして、最終的に何件、下田市の企業にいらっしゃいましたというのは、また県から改めて報告があるところでございます。先ほど申し上げました43件というのもあくまで現時点の報告でございます。なので、そちらにつきましては、またこの1,000万円の枠で収まればあれですし、また必要に応じて補正予算の措置をするなり、検討させていただきたいと思っております。

また、こちら4143番の休業要請分の感染拡大防止協力金のほうでございます。こちらについては、先日の全員協議会のほうでも御報告した内容のものでございますけども、こちらについては給付要綱につきましてはもう既に作成してございまして、本日から受付開始してご

ざいます。こちらの給付要綱につきましては、確かに要綱でございますので、議会に諮る必要のないものという認識でございます。給付条例というものをつくるかどうかというお話でございますけども、すみません、私の認識では条例をつくるというのは権利を制限するようなものについては条例でなければならないという認識ではあるんですけども、今回につきましては、こういった補助金の類いのお金については規則のほうで大まかに定められておまして、今回、コロナ対策ということで要綱の制定ということ、どうやって交付するかという細かい規定を当局のほうで制定させていただいて、迅速に対応させていただいたというところで、今回、その趣旨については全員協議会でお話しした上で、それに基づく給付要綱という形で素早く事業者の皆様に対応させていただいたというところでございます。

あと、要望を頂いた団体等につきましてはですが、経済団体から御要望を頂いた点など、そうですね、経済団体さんからは県の貸付制度の据置期間について、ぜひ3年から5年にしてほしいという御要望がまず1点あったこと。あと利子補給について無利子で借受けができるように給付の割合を変えてほしいということというものが主にあったと思いますが、まず利子補給については、すみません、順番前後しますけども、先ほど申し上げたとおりでございます。最大1%から1.4%にしたということで、実質無利子で借受けができる。かつ2年間から3年間にするというので、運転資金の据置期間を十分その無利子で対応できるように利子補給を行うことを決定させていただいております。

また、県のほう、据置期間を3年から5年という話なんですけど、本来の利子補給、この県の経済変動対策資金の利子補給については、運転資金の据置期間は2年から3年ということになってございますが、こちら、また県のほうで別の融資制度もつくられておまして、また国の予算のほうも使った県の融資制度という別の制度がまた4月28日の県の議会のほうで決定されまして創設されております。こちらにつきましては3年間無利子無担保の据置期間5年というメニューになってございますので、こちらのほうも事業者の皆様にも利用頂けるようなものだと思っておりますので、そういった点が事業者様の御要望には対応させていただいてるのかなと思っております。

また、対象業種についてですけども、休業要請の対象業種についてです。確かに20万円というものを協力金として給付させていただく対象としましては、主に観光に関わる方々ということで、宿泊業、飲食業、観光施設、遊漁船業、その他マリンレジャー業などの方々に限らせていただいております。今回、それ以外の業種につきましては、この要望を頂いた美容業組合の方もそちらに含まれるんですが、こちらについては後ほどまた補正予算のほうで議

論させていただく休業要請分とは違った感染予防分の給付金の対象とさせていただいております。そこについては、やはりゴールデンウィーク中に休業要請をする対象ということについては、やはり人の流れが多く、ふだんは本来であれば多く人の流れが出る期間でございますので、特にそういった人が多く訪れる可能性の高いような施設などを、特に外の人はそういった施設を休業に御協力頂くということで、特に厚くさせていただいてるところでございます。

もちろんそれ以外の業種の方々も影響もございまして、実際に営業しなきゃならないところ、仕方なく休まれてるところも、いろいろあるとは思いますが。そういった中で今回、感染拡大に御協力、少しでも頂ければということで、その他の市内で事業所を構えている方々にも僅かながら1者3万円の給付金を御用意させていただいてるところでございます。美容業界さんの要望に対しても、そういった制度をつくる旨の回答はさせていただいております。

すみません、特に漏れがなければ以上でございます。

○議長（小泉孝敬君） 13番 沢登英信君。

○13番（沢登英信君） 要望を言って終わりたいと思いますが、休業補償、4月29日から5月6日までと。例えば旅館等が休業いたしますと、一般の家庭のお魚屋さんであればいいわけですが、民宿やホテルにお刺身等を入れているお魚屋さん、あるいは旅館と契約しているマッサージ等、ホテルと、旅館等々が休業になりますと仕事そのものがなくなってしまうと、注文がなくなってしまうと、こういう現状があると思うわけです。しかし、今の交付要綱はそういう実態というのは考慮がされていないという具合に思うわけでありまして。ですから、そこら辺も含めて、市内の全体の事業者を手を貸すんだと、こういう姿勢をぜひより一層、強めていただきたいと、実態を調べて強めていただきたいと要望して終わりたいと思います。

○議長（小泉孝敬君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉孝敬君） これをもって質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は、委員会に付託することを省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕



○議長（小泉孝敬君） 御異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論・採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉孝敬君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉孝敬君） 御異議はないものと認めます。

よって、報第5号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度下田市一般会計補正予算（第1号））は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

---

#### ◎報第6号の上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（小泉孝敬君） 次は、日程により、報第6号 専決処分の承認を求めることについて（下田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について）を議題といたします。

当局の説明を求めます。

税務課長。

○税務課長（佐々木雅昭君） それでは、報第6号 専決処分の承認を求めることについて（下田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について）につきまして御説明申し上げます。

お手数ですが、議案件名簿の20ページをお開き願います。

地方自治法第179条第1項の規定により、下記事件を別紙のとおり専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により議会の承認を求めます。

続きまして、21ページ、専第6号は、下田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例を別紙22ページから23ページのとおり制定するものでございます。

今回の条例改正につきましては、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が、令和2年4月30日に公布され、原則として公布の日から施行されることに伴い、下田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例を、同日付で専決処分したことにつきまして御報告させていただくものでござい

す。

なお、今回の改正につきましては、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置といたしまして、徴収の猶予制度の特例措置や中小事業者等が所有する償却資産や事業用家屋に関します固定資産税等の軽減措置等を盛り込むため、地方税法等の改正が行われたものでございまして、これに伴い下田市税賦課徴収条例の関連部分につきまして所要の改正が必要となったものでございまして、内容につきましては国から示されました改正文どおりの内容となっております。

提案の理由でございますが、先ほど申し上げました法律等が施行されましたことから、この税制改正に対し早期の対応を図るため、本条例について所要の改正を行うものでございまして、新型コロナウイルス感染症及びその蔓延防止のための措置が納税者等に及ぼす影響の一刻も早い緩和を図るため、本年4月30日付で専決処分を行いましたことから、本臨時会におきまして、御承認を求めるとでございます。

それでは、専第6号 下田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例につきまして、条例改正関係等説明資料により御説明申し上げます。

お手数ですが、条例改正関係等説明資料の49ページ、専第6号説明資料①を御覧ください。

今回の条例改正につきましては、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置として、緊急の税制改正として地方税法等の改正が行われたものでございまして、既に報道等で御存じのことと思っておりますが、徴収の猶予制度に特例が設けられております。条例改正の中におきましては、徴収の猶予制度の特例措置につきまして直接的な改正はございませんが、地方税法におきまして、前年の同時期と比較して収入がおおむね20%以上減少した納税者に対しまして、無担保かつ延滞金なしで1年間の徴収猶予ができるという特例が設けられたものでございます。

次に固定資産税におきましては、こちらは平成30年度の税制改正におきまして規定されました、生産性向上特別措置法の規定により行われた一定の設備投資につきまして、これまで償却資産のみが課税標準の特例の対象となっていたわけでございますが、今回の改正におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも新規に設備投資を行う中小事業者等を支援するという観点から、これまで対象としていた償却資産に加えまして、一定の事業用家屋等も対象とすることとされ、さらに平成30年度に令和2年度までの時限立法として成立いたしました生産性向上特別措置法の適用期限が2年延長されたという内容。

もう一点、こちらは条例改正の内容には含まれておりませんが、今回の法改正にお

きまして固定資産税等に大きな影響を及ぼすものとして記載させていただきましたが、来年度課税分の固定資産税が対象となりますが、前年と比較して売上高が30%以上減少している中小事業者等を対象といたしまして、償却資産と事業用家屋に係る固定資産税等を減額するというもの。

次に、軽自動車税環境性能割に関しましては、昨年10月の消費税の税率引上げに伴いまして、本年9月末までの取得分についてこの税率を1%分軽減する措置がとられているわけですが、今回の改正に伴いまして、この適用期限が6か月延長されました。

その他の事項といたしましては、イベント等のチケット購入者につきまして、そのイベントが中止され、またそのチケットの払戻しを請求しなかった場合には、それを寄附金とみなして寄附金控除の対象とする措置。また住宅ローン控除の適用要件の弾力化が盛り込まれたところがございます。

続きまして、50ページからの説明資料②をお開きください。

今回の下田市税賦課徴収条例の一部改正に関する新旧対照表で、左側が改正前、右側が改正後で、アンダーラインの部分が今回改正する箇所となっております。

まず第1条による改正は、下田市税賦課徴収条例の一部改正として附則を改正するものでございまして、附則第10条の改正は、法改正に伴いまして法附則に第61条と第62条が追加されましたことからこれを追加するもの。

附則第10条の2の改正は、先ほど申し上げました生産性向上特別措置法の対象となります一定の事業用家屋等についての課税標準の特例についての規定を追加するもの。

附則第15条の2の改正は、軽自動車税環境性能割の特例についての規定で、先ほど申し上げましたとおり、今回の法改正に伴いまして税率の臨時的軽減措置を6か月間延長するというもの。

附則第30条の改正は、附則第10条の改正と同様、法改正に伴いまして法附則に第61条が追加されておりますことからこれを追加するもの。

次に、附則第32条を加える改正につきましては、改正後の地方税法附則第59条にて今回の徴収猶予の特例について規定しているところですが、その申請手続に関する準用規定を設けるものでございます。

次に、51ページの第2条による改正ですが、こちらも下田市税賦課徴収条例の附則の改正で、附則第10条から附則第30条までの改正は、先ほどの第1条改正で追加いたしました法附則第61条と第62条が、令和3年1月1日を施行日として法附則第63条と第64条に繰り下がり

ますことから、これに伴う参照条項の整理。

附則第33条を追加する改正は、イベント等のチケット購入者等について、そのイベントが中止され、またそのチケットの払戻しを請求しなかった場合には、それを寄附金とみなして寄附金控除の対象とする措置を追加するもの。

最後に、附則第34条を加える改正は、住宅ローン控除の適用要件の弾力化として、現在令和15年度までとされております住宅ローン控除の所得税から控除しきれなかった額を個人住民税から控除するという制度を令和16年度までの措置とするという内容となっております。

恐れ入りますが、議案件名簿の23ページにお戻り頂きまして、附則でございますが、この条例は公布の日から施行する。ただし第2条によります改正規定につきましては令和3年1月1日を施行期日とするものでございます。

以上、大変雑駁な説明でございますが、報第6号 専決処分承認を求めることについての説明を終わらせていただきます。

よろしく御承認のほど、お願い申し上げます。

○議長（小泉孝敬君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

13番 沢登英信君。

○13番（沢登英信君） 20%以上の1年間の減があった事業所に1年間猶予をするという、こういう規定が、寄附金控除の対象にすると、こういう国の規定であろうかと思いますが、このことによります税の徴収猶予の金額等や、そういう予算上の積算はしているのでしょうか。もししてれば、どの程度の数字になるのか、影響が出てくるのか、お教えを頂きたいと思います。

○議長（小泉孝敬君） 税務課長。

○税務課長（佐々木雅昭君） 予算の見込みというようなことになろうかと思いますが、現在、かなり悲観的な数字の予想を立てているところでございまして、今の私どもが想定している金額以内で収まってくればいいなというふうに感じているところでございますが、大きなところから申し上げますと、やはり固定資産税が大きな部分を占めるのではないかとこのように感じております。現状、やはり観光事業者の皆さんからの相談がやはり多いのかなというようなことで、例えば観光協会ですとか旅館組合さんのほうに加盟をされている事業者さん、また交通事業者の皆さん等から、全て例えば猶予の申請があった場合には、2億円を超える影響があるのかなというふうに感じております。

それと、個人の皆さんもやはりそういった業種に携わられている方々に関しては収入が減少してられる方もいらっしゃるのかなというようなことで、今のところまだ個人の方からの御相談というのは少ないわけなんですけれども、例えば個人住民税に関しましては、全体の税収のうち、普通徴収といたしまして、納付書で納めていただく割合が大体2割程度あります。これを単純に考えますと、こちらと同じくらい、大体20%くらい、2億円弱ぐらいの影響が、これ全部から出てきた場合ということで、最大数値として感じておりますけれども、そのくらいの影響が出てくるのではないかなというようには今のところ考えておりますけれども、何とか短期的にこの事態が終息することを祈っているというような現在、状況でございます。以上でございます。

○議長（小泉孝敬君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉孝敬君） これをもって質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は、委員会に付託することを省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉孝敬君） 御異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論・採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉孝敬君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉孝敬君） 御異議はないものと認めます。

よって、報第6号 専決処分の承認を求めることについて（下田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について）は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

ここで、1時まで、13時まで休憩したいと思います。

午後 0時 7分休憩

---

午後 1時 0分再開

○議長（小泉孝敬君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

---

◎議第27号の上程・説明・質疑・委員会付託

○議長（小泉孝敬君） 次は、日程により、議第27号 下田市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

市民保健課長。

○市民保健課長（井上 均君） それでは、議第27号 下田市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

お手数ですが、議案件名簿の24ページをお開き願います。

議第27号 下田市国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙25ページのとおり制定するものでございます。

初めに、提案理由でございますが、新型コロナウイルス感染症に感染した、または感染を疑われる被保険者等に係る傷病手当金を支給するため、改正の内容につきまして、条例改正関係等説明資料で御説明申し上げますので、お手数ですが、説明資料52ページをお開き願います。

改正の趣旨でございますが、専第4号の後期高齢者医療同様に、国の新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策の第2弾として、「国民健康保険及び後期高齢者医療において、新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被用者に傷病手当金を支給する区市町村等に対し、支給額全額について国が特例的な財政支援を行う」ことが決定されたことを受け、厚生労働省から、区市町村等に対して、傷病手当金の支給を行うことを検討するよう要請がなされたところです。

このことに伴い、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金の支給に関する特例を定める必要があるため、条例の改正を行うものでございます。

なお、本来、条例の改正案は、下田市国民健康保険運営協議会へ諮問し、その答申を踏まえて作成するところでございますが、新型コロナウイルス感染予防の観点から、各委員に協議文書を送付し御同意を頂いたところです。

改正内容につきましては、附則第2条関係といたしまして、傷病手当金の支給に係る規定

の追加をするもので、アにおいて、会社等で雇われ給与等をもたらている方であって、感染したこと、または感染したおそれがあることにより労務に服することができないものの属する世帯の世帯主に対し、仕事に行けなくなった日が3日続いた後、4日目以降の仕事に行けなかった日数について、傷病手当金を支給するもの。

イにおいて、1日分の支給額を定めており、直近の継続した3か月間の給与等の収入の合計額を就労日数で除した額の3分の2に相当する額とするもの。

ウにおいて、支給期間は、支給を始めた日から最長で1年6か月とするものです。

以上により、支給額はア掛けるイ掛けるウで、下記四角で囲んだ計算式のとおりとなります。

続きまして、附則第3条及び第4条関係といたしまして、傷病手当金と給与等の調整に係る規定の追加をするもので、支給対象期間のうち感染症患者等が給与等の支払いを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しないこととするもの。ただし、当該給与等の一部の支払いを受ける場合であって、その額が傷病手当金の額より少ない場合は、その差額を支給することとするものでございます。

附則でございますが、施行期日等は公布の日から施行し、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日まで遡及し以降、規則で定める日（9月30日）までの間に属する場合に適用するものでございます。

最後に、今回の傷病手当金は、新型コロナウイルス感染症に関することとされ、これから補正予算でも御説明いたしますが、全額が国から県を經由して特別調整交付金で賄われるものでございます。

以上、大変雑駁ではございますが、議第27号 下田市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わらせていただきます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小泉孝敬君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

13番 沢登英信君。

○13番（沢登英信君） 大変、時宜に合った改正案であると思います。評価をしたいと思いますが、一般に休業補償等は5分の4、いわゆる8割を補償するということが議論がされていると思いますが、これは6割、3分の2ということで6割だと、ここら辺の根拠は何か議論があったのか。できたらこの3分の2ではなくて、全額ないし5分の4、8割が支給できる

ような努力ができないものか、お尋ねをしたいと思うわけであります。

○議長（小泉孝敬君） 市民保健課長。

○市民保健課長（井上 均君） 傷病手当金につきましては、社会保険、それから共済組合等の方々はもともと傷病手当というふうな概念がございました。昔は6割だったんですけども、平成28年4月1日から3分の2となりました。今回、国民健康保険、それから後期高齢者医療につきましても、社会保険と同様の取扱いをするということで、現在、私が承知してる中では社会保険、それから共済組合等と同じ率というふうに認識しております。

以上でございます。

○議長（小泉孝敬君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉孝敬君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第27号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。

---

#### ◎議第28号～議第29号の上程・説明・質疑・委員会付託

○議長（小泉孝敬君） 次は、日程により、議第28号 令和2年度下田市一般会計補正予算（第2号）、議第29号 令和2年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を一括議題とします。

当局の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（日吉由起美君） それでは、議第28号 令和2年度下田市一般会計補正予算（第2号）及び議第29号 令和2年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を一括して御説明申し上げます。

別紙緑色の補正予算書及び補正予算の概要を御用意ください。

初めに、議第28号 令和2年度下田市一般会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

今回の補正予算の主な内容でございますが、いずれも、新型コロナウイルス感染症の拡大に対応するもので、国が緊急経済対策として行う、子育て世帯に対して支給する臨時特別給付金、生活困窮者に対する住居確保給付金の支援拡充、また、下田市が感染拡大防止のため、予防措置に協力していただいた市内事業者に給付する感染拡大防止協力金等、早急に対応しなければならない経費を計上させていただくものでございます。



補正予算書の1ページをお開きください。

令和2年度下田市の一般会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによるもので、第1条の(歳入歳出予算の補正)でございますが、第1項は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,755万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ152億2,155万2,000円とするものでございます。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるということで、予算書の2ページから5ページに記載のとおりでございますが、内容につきましては、補正予算の概要により御説明申し上げますので、お手数ですが、補正予算の概要2ページ、3ページをお開きください。

歳入でございます。

総務課関係、19款2項1目1節財政調整基金繰入金5,000万円の増額は、感染予防に協力する事業者に給付する感染拡大防止協力金の財源として、財政調整基金から繰り入れるもの。

防災安全課関係、16款2項1目4節県費・地震・津波対策等減災交付金84万2,000円の増額は、新型コロナウイルス感染症に対応するマスクや消毒液等の購入に対する地震・津波対策等減災交付金。

福祉事務所関係、15款1項1目5節国庫・生活保護費等負担金217万3,000円の増額は、住居確保給付金の支出予定額の増額見込みによるもの、同2項2目13節国庫・子育て世帯臨時特別給付金給付事業費補助金2,403万7,000円の追加は、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業に係る事務費及び事業費補助金。

学校教育課関係、16款2項8目2節県費・幼稚園等教育支援体制整備事業費補助金50万円の追加は、幼稚園等教育支援体制整備事業で、保健衛生用品の購入に係る補助金でございます。

続きまして、4ページ、5ページをお開きください。

歳出でございます。

総務課関係、12款1項1目予備費215万8,000円の減額は、歳入歳出調整額でございます。

選挙管理委員会関係、2款4項3目0580下田市長選挙事務53万円の増額は、市長選挙におけるコロナ対策として、投票所に消毒液、マスク、飛沫感染防止としてビニールシート等を購入するほか、開票事務において投票用紙読み取り機を設定するための手数料でございます。

防災安全課関係、2款8項1目0860防災対策総務事務14万5,000円の増額は、避難所用と

して、マスク、手指消毒液を購入するものがございます。

福祉事務所関係、3款3項2目1510子育て世帯臨時特別給付金給付事務103万7,000円の追加及び同1511子育て世帯臨時特別給付金給付事業2,300万円の追加は、国が児童手当を受給する世帯に対し、その対象児童1人当たり1万円を支給する臨時の給付金に係る事務費及び給付金、同4項2目1761生活困窮者自立支援事業289万8,000円の増額は、感染症拡大の影響を受けて生活に困窮し、住居を失う恐れのある方に対する給付金でございます。

市民保健課関係、4款1項2目2022感染症予防事業160万円の追加は、マスクの購入費及びチラシ等に係る複写機使用料の増額でございます。

産業振興課関係、6款1項5目4143感染拡大防止協力金給付事業5,000万円の増額は、感染予防分として、感染症予防に御協力頂いた事業者に対し、1件当たり3万円を給付するものがございます。

学校教育課関係、9款4項1目6250幼稚園管理事業50万円の増額は、園児に対する感染症対策としてマスク等の消耗品、空気清浄機を購入するものがございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第28号 令和2年度下田市一般会計補正予算（第2号）の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議第29号 令和2年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

今回の補正予算は、先ほど市民保健課長が御説明申し上げました下田市国民健康保険条例の一部改正に伴うものがございます。

補正予算書の23ページをお開きください。

令和2年度下田市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによるもので、第1条（歳入歳出予算の補正）でございますが、第1項は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ560万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31億9,260万円とするものがございます。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるということで、補正予算書の24ページから27ページ記載のとおりでございますが、内容につきましては補正予算の概要により御説明申し上げますので、お手数ですが、補正予算の概要6ページ、7ページをお開きください。

歳入でございます。

4款1項1目2節県費・保険給付費等交付金特別交付金560万円の増額は、傷病手当金に対する特別調整交付金分を受け入れるもの。

歳出でございます。

2款9項1目8430傷病手当金支給事務560万円の追加は、新型コロナウイルス感染症に感染した、または感染を疑われる被保険者に係る傷病手当金でございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第28号 令和2年度下田市一般会計補正予算（第2号）及び議第29号 令和2年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の説明を終わらせていただきます。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（小泉孝敬君） 当局の説明は終わりました。

これより各議案ごとに質疑を行います。

まず、議第28号 令和2年度下田市一般会計補正予算（第2号）に対する質疑を許します。

13番 沢登英信君。

○13番（沢登英信君） この補正予算を取り巻く状況について、まず市長にお尋ねをしたいと思います。

4月29日から5月6日までの第1次の休業期間と言ったらいいかと思うんですが、それに対する対応は専決で進めてきたと、それに続くもんだという具合に思いますが、国も県も第2次は5月8日から17日まで、第2期として休業対策を取っていると。そして14日段階でさらに5月31日までの様子で対応しようと、こういう体制になっていようかと思えます。

そして県は御案内のように、第2次の5月8日から17日までの休業要請についても20万円の給付金を支給をしますよと、そしてこれらは西伊豆町も同様な、河津町も金額は10万円だったですか、半分程度かと思えますが、そういう態度を取っていようかと思えます。

ところが、下田市は5月8日から17日については休業の要請はしないんだと、国自身が自粛はしてるけども、こういう結論を出したということをお先ほど市長冒頭挨拶で頂きましたけども、どうしてこういう結論を出したのかと、そしてどういう諮りや、いろんな組織、市内の組織の人たちと相談をしてこういう結論を出したのかと、その経過について、市長にまずお尋ねをしたいと思います。

やはり観光地下田にとって、東京圏や横浜を中心としましたお客さんが大変多いと、こういうことからいけば、そういう下田に来てくれるお客さんの多くの方々の地域の人たちが、そういう自粛の態勢を取っていると、こういう状態の中では、やはり私は5月8日から17日ま

でも休業補償をすると、そして休業の要請をする、こういう姿勢のほうが正しいのではないかと思うわけでありませう。

その一方では、メデイカルにいらっしやいました感染者も全員退院されて、その後も発生していないので、次の緩和に向けた体制を取っていく必要があるんですよと、こういう政治的判断も一方ではあるかと思うわけだ。そうだとすれば、それはそれなりのきっちりした議論と結論を持って、そういう方向を出していただきたいと思うわけだ。業者にそういう体制を取るのであれば、同様に下田市が管理してる公共施設についても、休業をするなんていうのは理論上、つじつまが合わない。業者には仕事をしてくださいと、しかし一方の下田市が管理している公共施設についてはお休みですよと、学校も休むんですよと、こういうことでは何かつじつまが合わないといひますか、その見解が支離滅裂になつてゐるのではないかと思ひますわけだ、その点はどういうことなのかということをお尋ねをしたいと思ひますわけだ。

2点目としまして、当然、政府、国のほうは地域創生臨時交付金1兆円を出しますよと、野党の皆さんは1兆円じゃ少ないよと、5兆円も出さないよと、こういう議論を今、国会でしてるところかと思ひます。当然それに対します予算措置を国はしてくれるわけですから、市はしかし市民のこの生活を守るといふ施策を取らない限り、県も補助金よこしませんし、市の国から頂いたお金も使い道がないと、こういうことになってしまうのではないかと思ひます。現時点で既にもう第2回目の補正を考える時期ではないかと思ひます。それらの見解が全くこの予算書の中には含まれていないと思ひます。

したがって、そういう観点に立てば、経済4団体や、あるいは美容組合の皆さんの要望にこえられるような仕組みが出てくるのではないか。そして学校の給食についても、あるいは学校についても、5月31日までお休みにするのではなくて、できるだけ早く先生と顔合わせができるような、そういう仕組みを取るべきではないかと思ひますわけだ、コロナに対します、まず予算の質問の前もつての当局の姿勢について、まずお尋ねをしたいと思ひます。

○議長（小泉孝敬君） 市長。

○市長（福井祐輔君） まず休業要請の件につきましては、市の公共施設を使用できないようにしてゐるのに、矛盾してゐるんじゃないかといふ話だつたと思ひます。非常に苦渋の決断でございまして、やはり下田の経済活動といふのは夏に非常に重点が置かれておひまして、それまでの期間、皆さんに生き延びていただかなきゃいけないと、8月の海水浴まで。そういっ

た点で一部、県外からの移動はできないというふうにはなっているんですけども、下田地区、賀茂地区、あるいはまた県内の人たちで対象にして宿泊業、あるいは飲食業の方、そして遊漁船業、またマリンレジャーの方々に、それまで生き延びるために経済活動をしていただきたいという思いで休業要請をしないということにしたところでございます。

学校につきましても、教育委員会でいろいろ検討したところでございますけれども、やはり子供にも現在、感染の拡大が見られるということでもございまして、非常に大切な、将来を抱えてる生徒、児童でございますので、そういう守る意味から休校を31日までさせていただいたということでもございます。

次に、臨時交付金に関しましては、これから国の内示もあると思っておりますけれども、市民の皆様様の御要望になるべく応えられるような使い方をしていきたいというふうに考えております。これからの検討でございます。

そして、国の2次補正でございますけど、これもいろいろと報道されてますが、まず目玉は何か家賃の補助、3分の2というところが目玉のようでもございます。それがまた決まりましたら、逐次皆様に臨時議会なり招集させていただきまして御審議していただくという段取りを考えております。

以上でございます。

○議長（小泉孝敬君） 13番 沢登英信君。

○13番（沢登英信君） やはりそういう意味では、市長が言うところの何とかなるだけ早いうちに事業を再開をして、生き延びてほしいという、この気持ち、分かんないわけじゃないんですけども、実態は生き延びられないような、事業を再開しても実態になってるんじゃないかと、そういうことで河津や西伊豆町はそういう判断をされたんじゃないかと思うわけがあります。したがって、再度そこら辺は、やはり事業者そのものを選んでいただくといえますか、うちのところは休業するよという点については一定の休業補償をするというような姿勢をぜひとも御検討頂きたいと思うわけでありまして。これ要望ですから回答は結構でございます。

あと、それに付け加えて、この程度の、この程度と言ったら失礼ですけど、財政調整基金を専決とこの補正で約1億5,000万円等、あるいは予備費を1,000万円加えて1億6,000万円程度の形で乗り切れるような、市民の経済状態、社会状態ではないということは私は明らかだろうと思うんです。そしてそうしますと、やはり市長に決断を求めたいのは、中学校の建設とか庁舎の建設というのは、これ先延ばしするしかない、今の状態の中で。入札かけて

も業者がなかなか応札に応じられるような状況ではないということが明らかだろうと思うんです。大手の業者の従業員がコロナになって仕事も受けられませんよというようなことが報道されている状況でございますので、そういう決断を市長がしてくだされれば、少なくとも現予算の中で、平成2年度の予算の中で庁舎への積立基金を2億9,000万円余の基金を使うということになれば、3億円からの予算を持って、今の危機を救っていかうと、市民の窮状を手を貸していかうと、こういう政策が私はできるはずだと思うわけです。ぜひともそういう姿勢を取っていただきたいと。もうそういう観点からいけば、財政調整基金繰入金5,000万円、これで、この3万円の予防費の1,500件だというようなことではなくて、金額的にももっと、10万円とか20万円とかの規模のことは当然想定をしていただきたいと思ひますし、範囲も広げていく必要があるんじゃないかと。

さらに大学生や学生の状況が、下田に帰りたと思っても東京にいる学生は東京にとどまりなさいと、バイトもできないと、大学は始まったかと思ったら、授業はないよと、インターネット等の設備を持ってなければ授業も受けられないよと、こういう現状に下田出身の大学生もあろうかと思うわけです。そういう子供たちに一定のこの奨学金制度はできないのかと。

いろんなことを御検討頂いて、この予算だけでは不十分だということは誰が見ても明らかだと思いますから、この予算はこの予算で早急に通して、第2の、次の補正予算を組んで、市民のこの窮状を救うと、そういうことでなければ、コロナが終わってから次のお客さんを呼ぶための事業をするんだよというようなことを言ってみたところで、交通機関がなくなってる、旅館が廃業になってると、こういう状況が目当たりにイメージしなきゃならないような深刻な事態だろうと思うわけです。ですから、ぜひともそういう姿勢を市長に取っていただきたいと思ひますので、その要望をしたいと思ひます。できましたら市長の決意があれば頂きたいと、そういう方向で検討してみたいというような御答弁を頂ければ、大変ありがたいと、こういう具合に思ひます。

○議長（小泉孝敬君） 市長。

○市長（福井祐輔君） 思ひは沢登議員と同じでございます。しかしながら、まだ情報が不足しておりまして、本当に市民の方々の窮状というのはよく理解してるんですけども、国からの支援、そしていろんな今年度の交付金、補助金等もこれから国、県がいろいろ検討してまいるというふうには思ひますが、特に新庁舎に関しては、これ、緊急防災・減災事業債がこのままで終わるのか、2年度で終わるのか、それとも先延ばししてもらえるのか、そういうところもまず見極めて、市民の皆様には還元できるものは、御支援できるものは御支援して

いきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（小泉孝敬君） 13番 沢登英信君。3回目。

○13番（沢登英信君） よろしくお願ひしたいと思ひます。

もう一点だけ聞いて終わりますが、子供たちに子育ての世帯の特別給付金等が2,300万円、予算が組まれて、その給付事務等に103万7,000円、予算措置されてるわけですが、これは国のほうが定めてきた金額で、この金額内で事業がとどまるのかどうなのかというようなことを聞きたいと思ひます。

そんで、これがこれ以下だったらどうなるのかと、これ以上、この手数料が必要であった場合にはどうなるのかと、この予算と関連して大きな数字のほうは、1人10万円の給付のほうも二百何万円かの事務費がついていようかと思ひますけども、これらの扱ひがどうなのかということが分かればお尋ねしたいと思ひます。

○議長（小泉孝敬君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（須田洋一君） それでは、子育て世帯の臨時給付金についてということで、この上程した予算でございますけども、こちらについては事務費等も別に国のほうから割り振られた金額ではなくて、こちらのほうで積算した数字について計上させていただいてございます。それに対し、国は10分の10全額を補助していただけるというシステムになってございます。

以上です。

○議長（小泉孝敬君） ほかに質疑はありませんか。

10番 橋本智洋君。

○10番（橋本智洋君） 市長にちょっとお尋ねしたいんですが、先ほどから国からの支援、県からの支援と、国と県の動向を見ながらというお話を再三、お話ししてるんですけども、市として、もちろん財政が非常に貧窮しておるのは分かるんですけども、市として何か単独ではできないのかと。やはりそこって思いの部分が非常に強いんじゃないのかなと思うんですけども、例えば今おっしゃってた新庁舎の件、これ緊防債、時限立法で絡んでますけれども、やはり並行して、一番第一優先はコロナの部分の感染予防対策、それから経済対策だと思うんですね。その辺り、やはり自分の、市長の思いがあれば、やはり県、国にやはり要望活動に行くとかというような行為をしながら特例措置をしていただくとか、そういうような行動を取っていただきたいなと思うんですよね。やはりそこら辺の思いというのをしっか

り持ってやっていただきたいなと思うんですけども、いかがなものでしょうか、ちょっとその辺、お聞きしたいです。

それと8月の海水浴というようなお話がありました。現実、これ5月13日に夏期対の会合があったと思いますけれども、今後8月のこの夏期対及び夏の対策、今の市長のお話ですと、8月はある程度解禁するような前提のお話をされてますが、これ、今後どうなるか情勢によって分からないと思います。その辺の展開というのも一応、方向性もお聞きしたいなと思いますけど。

以上です。よろしくお願いします。

○議長（小泉孝敬君） 市長。

○市長（福井祐輔君） 国と県に対する要望でございますけども、やはり移動が禁止されておりました、なかなか東京にも出向いていけないということでございまして、いろいろ電話とか、それでは国会議員の先生方にもいろいろと、ここの選出じゃなくても、いろいろ知り合いの先生方にも交付金の使い道等についてもお伺いしてるところでございます。

また、コロナ対策がそれは一番重要ですよ、現在。しかし、それだけではないというふうに思うんです。いろいろ市の全般の行政も考えていかなきゃいけないというところがございますので、できるかできないかというのは最後まで粘っていきたいというふうに思います。そしていろんな情報が集まりましたら、そこで決断をしていくようにしたいというふうに思います。それが最終的には、年内ぐらいがもう最終的な決断の時期かなというふうな思いはしております。

次に、夏の件でございますけども、これはやはり皆さん、希望を持ってもらわないと、今から夏は海水浴できないんじゃないかというふうなことで先入観を持つよりも、やはり夏は海水浴できるんだというふうな認識で今から準備をしなきゃいけないというふうに思うんですけども、これは海岸対策の協議会にそういうところは任せていきたいというふうに思います。しかし、海水浴がまたできなくなるということになると、これは大変な下田の経済にとって大きな打撃でございますので、これはまた一段、画していろんな対策を考えなきゃいけないというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（小泉孝敬君） 10番 橋本智洋君。

○10番（橋本智洋君） 先入観ではなくて、やはりリスクヘッジだと思うんですね。年内とおっしゃってましたけど、年内よりももっと前に、やはり夏前にある程度の対策を練ってな



いと、シミュレーションしていかなければいけないと思うんですよ。その辺、敏速にスピード感を持ってやっていただきたいなというのと、やはりその姿勢を行動で見せていただきたい。正直、それが市民の皆様が分からないということは非常に言われてます。ぜひともやはりスピード感を持った行動をしていただいて、夏前がやはり非常に今後経済に関しても、それから感染に関しても、もう一度、ピークが来る可能性もございます。その辺りを迅速に考えて、いろいろとか言うよりも、具体的にしていきたいなと思います。ぜひお願いいたします。

要望で終わります。

○議長（小泉孝敬君） ほかに質疑はありませんか。

9番 進士濱美君。

○9番（進士濱美君） まだ委員会がこの後ございますので、そちらのほうで細かいことはまたお話しさせていただきたいと思いますが、今、皆様、議員のほうから出た関連としまして、聞いていただきたいと申しますか、例の国が出してきました地方創生臨時交付金1兆円の件でございますが、さきに総務課長からのほうも前回少々お話頂きましたが、私の手元のほうにも地方創生臨時交付金のガイドブック、内閣府推進室が発行しております100を超えるメニューのガイドがございます、手元に。そうしますと、例えば今、お話にありました子育て支援、あるいは産直の不振、それから図書館の利用、閉めた中での利用の仕方、観光者あるいは医療機関の整備、100を超えるメニューに対して交付金を出しましょうというガイドがございます。それを見た中では、この補正予算の中では7,700万円ということなんですが、ざっとざっくりと、本当にざっくりなんですけども、5,000億円が県レベルに行って、残る5,000億円が1,715の市町村に行くと。そうしますと下田辺り、人口減、人口比から言いますと2億円から2億5,000万円ぐらいの金額を充て込んでもいいんじゃないかという素人なりの計算するんですけども、しかも、かつこれが5月中に決定をして、計画をされたものに交付するというふうに国のほうでは書いております。この辺が夏の話であるとか、コロナの後話であるとかというのはもちろん大事な話なんですけども、現在の下田の住民があえいでいるだろうと私なりに想像いたす中で、今をどうするかという部分が、これそのものであると。5月中につくってくださいと言ってるわけです。それが7,700万円程度しか出てないもんですから、細かい話はまた委員会のほうでちょっとさせていただきますけども、その辺が見えてこないんですが、そういう交付金との充て込んだ政策といいますか、その辺はどう考えていらっしゃるのか、お答え願えればと思います。

○議長（小泉孝敬君） 市長。

○市長（福井祐輔君） 臨時交付金に関しましては、これは6月の定例会で皆さんに御審議していただく予定でございますので、この場では、我々としてはまだその資料をもらったばかりでございますので、今、検討中でございます。6月の定例会には上程させていただく予定でございますので、御理解を賜りたい。

○議長（小泉孝敬君） 9番 進士濱美君。

○9番（進士濱美君） 6月というのは分かりましたけども、これ少し急いで、5月中にそれなりの地元の混乱、困窮を酌み取っていくという部分、これは議員もやらなければなりませんけども、行政のほうも必死になって、せつかく予算の後づけが来るというチャンスですから、ぜひやっていこうと私も協力していきたいと思っておりますけども、お願いしたいと思います。また委員会で詳細はやりたいと思っております。

以上です。

○議長（小泉孝敬君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉孝敬君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第28号議案は、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

次に、議第29号 令和2年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）に対する質疑を許します。

13番 沢登英信君。

○13番（沢登英信君） 1点だけ、560万円の傷病手当は何人ぐらいの方に幾らぐらいの予算を組んでるのか、お尋ねします。

○議長（小泉孝敬君） 市民保健課長。

○市民保健課長（井上 均君） 予算といたしましては30名分で、お一人当たり月額9万3,000円を2か月分ということで積算してございます。9万3,000円というのは最低賃金、時間当たり885円というのがあるんですけども、こちらを月額に換算しますと14万円になりますので、その分の3分の2ということで予算計上をさせていただきました。

以上でございます。

○議長（小泉孝敬君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉孝敬君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第29号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。

---

#### ◎会議時間の延長

○議長（小泉孝敬君） ここで会議時間を延長いたします。

---

○議長（小泉孝敬君） この後、各委員会を開催するため、暫時休憩とします。

午後 1時44分休憩

---

午後 3時53分再開

○議長（小泉孝敬君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

---

#### ◎委員長報告・質疑・討論・採決

○議長（小泉孝敬君） 日程により、それぞれの常任委員会に付託いたしました議第27号 下田市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、議第28号 令和2年度下田市一般会計補正予算（第2号）、議第29号 令和2年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）、以上3件を一括議題といたします。

これより、各常任委員長から所管の委員会における審査の経過と結果について報告を求めます。

まず、産業厚生委員長、進士為雄君の報告を求めます。

11番 進士為雄君。

#### 〔産業厚生委員長 進士為雄君登壇〕

○産業厚生委員長（進士為雄君） 産業厚生委員会審査報告書。

本委員会に付託された議案は審査の結果、次のとおり議決すべきものと決定したので報告します。

記。

1. 議案の名称。

- 1) 議第27号 下田市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について。
- 2) 議第28号 令和2年度下田市一般会計補正予算（第2号）（本委員会付託事項）。
- 3) 議第29号 令和2年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）。

## 2. 審査の経過。

5月11日、第2委員会室において、議案審査のため委員会を開催し、市当局より井上市民保健課長、樋口産業振興課長、日吉総務課長の出席を求め、説明を聴取の上、慎重に審査を行った。

なお、委員会での各委員の質疑等の発言の要旨は会議録記載のとおりである。

## 3. 決定及びその理由。

1) 議第27号 下田市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

2) 議第28号 令和2年度下田市一般会計補正予算(第2号)(本委員会付託事項)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

3) 議第29号 令和2年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

以上でございます。

○議長(小泉孝敬君) ただいまの産業厚生委員長の報告に対し、質疑を許します。

13番 沢登英信君。

○13番(沢登英信君) 議第28号についてお尋ねをしたいと思います。

総体の補正予算額は7,755万2,000円という大変そういう意味では不十分な、少ない金額であろうと思うわけであります。国が措置しております子育て臨時特別給付金や生活困窮者の予算が入ってるわけですので、これをなかなか反対というか、早くやっていただかなきゃならないというのはそのとおりかと思いますが、市が独自に行っておりますのは、16節の商工費、感染拡大防止給付事業5,000万円だけであると、7,700万円のうち、こうも言えようかと思うわけであります。そして、それぞれの議論の中で、早急にこの計画をつくって休業補償等をすれば、国、県からそれぞれの補助金等々が来ると、2分の1の補助金が来ると、こういう仕組みであるにもかかわらず、当局はそういう姿勢をこの予算では残念ながら示していないと、こういう現状になっていようかと思えます。

市内の様子は、もう最大の危機が迫っていると、こう認識すべきであろうと思えます。まさに大きな災害以上の災害が来ていると、こういう状況かと思うわけでありますが、休業補

償等につきましても、5月7日から17日まで、県は休業補償をしますよと、この同じ賀茂郡下の中でも、河津町や西伊豆町を含めまして休業を要請し、それについての補償をする、こういう姿勢を示しているにもかかわらず、下田市当局は休業補償の要請をしないと、補償もしないと、こういうことであっては非常に片手落ちではないかと思うわけです。観光地下田にとっては、東京圏、横浜圏からのお客さんが多いと。そこのお客さんは自粛して外に出ないようにと、こういう枠組みの中にあるわけですので、ぜひとも当局はこの休業補償をしないと、要請をしないとという姿勢を改めて、休業要請をして、補償もきっちりできるものはしていくと、こういう姿勢を取るべきだろうという具合に思うわけであります。

学校の子供たちにとりましても、大変なこの期間の長い休みになって、家庭にいればコロナにならないと、学校に行けばコロナになるんだと、こんな理屈は成り立たないんじゃないかと思うんです。学校に行ってもコロナにならないような、そういう仕組みを学校生活の中でつくっていかねばならない課題が迫っていようと思うんです。ところが予算上はそれらの予算は1銭も出ていないと、家庭に休業して、学校へ来てもらわなければコロナにならないんだと、こういう理屈は僕は成り立たないと思うわけです。

そういう点について、どのように産業厚生委員会のほうで議論がなされたのかと。やはりこの予算はすぐに臨時議会を持って、再度の補正を上程を当局にさせていただくと、こういうことが私は必要ではないかと思うわけですが、そういう観点からどういう審議がされたのか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（小泉孝敬君） 委員長。

〔産業厚生委員長 進士為雄君登壇〕

○産業厚生委員長（進士為雄君） 今のお尋ねの件は、4143の5,000万円、これの金額が不十分だと、ほかにもそういう、ちょっと今、学校のほうについては我々の審議のところではありませんから、ここについての議論について、ちょっと私のほうから述べさせていただきたいと思います。

まず、5,000万円、この金額はどこから来てるのかということですが、財政に余裕があって、財調にしても何にしても基金が十分あれば、それ以上の金額も出せるのかなというもともとこの今回の補正予算に対しては、我が委員会のほうでは、そのような疑問の中から一通りの話を聞いた後に財政当局のほうから説明を受けました。私自身もいわゆる財政調整基金と、あるのはふるさと応援基金ぐらい、これに対してできる基金というのは、そのぐらいだろうということで確認もしました。現在、財政調整基金は年度当初、年度予算組んで、

残ったのは3億4,000万円ぐらい、3億4,200万円という報告がありました、約ですね。今回の4月21日の専決で5,000万円出して、今回のやつで5,000万円と、残りが2億4,200万円と。ふるさと応援については、本年度の寄附を考えて8,700万円ぐらいが今の予算の中の基金に残るんだろうというような報告を受けております。

こういう危機の中で、このコロナの問題にいかほどの金を使えるかということになれば、今、本当に市民の皆様は大変な、商売してる方たちは大変な思いをしてるわけですがけれども、下田市の財政自体も2億4,000万円、財調が今現在残ってるのが。今後、要するに6月、これから雨季の時期になるわけですね。去年の台風15号、19号で直接、下田は台風の影響というか、影響は受けてるわけですがけれども、千葉みたいな大きな影響を受けてない中でも2億円支出が出てるわけですね。そのことを考えたときに、財調にもっと余裕があれば、当然この給付も、3万円と言わず6万円とか10万円とかという話もできるんだろうと思いますけれども、それが空になったときに、果たして台風等が来たときに、じゃあ何を使うのかということになるかと思うんです。今後、その辺のところについては、議会としても、今、私の個人的なことを言えば、本年度予算の組み替えというものも考えなきゃいけないんだろうなというふうには思ってますけれども、これは今後、議会として皆さんと議論をしていきたいわけですが、今の時点ではこの5,000万円がぎりぎりじゃないかという判断の中で、私どものほうは結審したということでございます。

ですから、決して住民、いわゆる市民の御商売してる人たち含めて、これで満足ではないですが、今の要するに財政状況からすると、ここがぎりぎりかなということで、私どものほうは結審したと、そういうことでございます。

○議長（小泉孝敬君） 13番 沢登英信君。

○13番（沢登英信君） どういう議論をしたかは分かりました。しかし、黒船執行会への補助金、あるいはオリンピック・パラリンピックへの準備金等々を含めまして、3,000万円近い金がそこで組み替えれば出てこようかと思うわけです。それらのものをきっちり見直していけば、さらに5,000万円ぐらいのお金を127億円の総予算の中で、市民のために本当にそういう姿勢を取ろうということになれば、私は出てくるんじゃないかと思うわけですが、今、ちょこっと言いかけたような気もするんですが、そういう議論もなされたのかと。

それからやはり市長自身が5月7日から17日は休業要請しないんだと、ここ自身が私は大きな問題だと思うわけですが、ここら辺の議論はどのようにされたのか、併せて再度お尋ねをしたいと思います。

○議長（小泉孝敬君） 委員長。

〔産業厚生委員長 進士為雄君登壇〕

○産業厚生委員長（進士為雄君） 5月6日以降の要するに御商売の協力金、これについては、要するに休業要請に代わるものとして協力金というものを払うわけですね。先ほど言ったように、財政的には現時点、もう当然、ここで全部組替え、5月で組み替えてくればいいんですけども、今、組み替えた予算があるわけじゃないわけで、ですからそういう面では、今の時点では5,000万円なんだろうと。

ただ、先ほど少しお話ししましたけども、もう一つあるのは、6月の雨季の災害だけではなくて、今、テレビ報道で聞いてますと、9月にもう一度、第2波が来るとするのは、もう基本的に学者さんの定説になってますよね。そのときのことを考えていったときに、果たしてここで全てを通していいかという、その辺は相当考えなきゃいけないところだと思います。間違いなくその9月に第2波が来るということになれば、夏の海水浴も、先ほど市長のほうでは希望的な観測がありましたけど、相当厳しいお話を考えざるを得ないと。そうなってくると、それに対しての手だても含めて考えていきますと、ここで一気にこれを5,000万円を1億円にするとか、2億円にしろとかという議論ではないんだろうと。その辺は今後、我々の要するに委員会の中ではそんな議論を、協議会ですけどね、協議会の中でそういう問題が残ってるなど。と同時に、また総務文教のほうにもそのような考え方がありというお話を聞いてますんで、また一緒になってその辺のところを含めて議論していくということで、今回については、この5,000万円が妥当だろうということで結審したと。

以上でございます。

○議長（小泉孝敬君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉孝敬君） これをもって、産業厚生委員長に対する質疑を終わります。

次に、総務文教委員長、滝内久生君の報告を求めます。

7番 滝内久生君。

〔総務文教委員長 滝内久生君登壇〕

○総務文教委員長（滝内久生君） 総務文教委員会審査報告書。

本委員会に付託された議案は審査の結果、次のとおり議決すべきものと決定したので報告します。

記。

1. 議案の名称。

1) 議第28号 令和2年度下田市一般会計補正予算(第2号)(本委員会付託事項)。

2. 審査の経過。

5月11日、第1委員会室において、議案審査のため委員会を開催し、市当局より、日吉総務課長、土屋防災安全課長、須田福祉事務所長、糸賀学校教育課長の出席を求め、それぞれの説明を聴取の上、慎重に審査を行った。

なお、委員会での各委員の質疑等の発言の要旨は会議録記載のとおりである。

3. 決定及びその理由。

1) 議第28号 令和2年度下田市一般会計補正予算(第2号)(本委員会付託事項)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

以上でございます。

○議長(小泉孝敬君) ただいまの総務文教委員長の報告に対し、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(小泉孝敬君) 質疑はないものと認めます。

これをもって、総務文教委員長に対する質疑を終わります。

以上で、委員長報告と質疑は終わりました。

これより各議案について討論・採決を行います。

まず、議第27号 下田市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について討論に付します。

まず本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(小泉孝敬君) 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(小泉孝敬君) 御異議はないものと認めます。

よって、議第27号 下田市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。



次に、議第28号 令和2年度下田市一般会計補正予算（第2号）を討論に付します。

まず本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉孝敬君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉孝敬君） 御異議はないものと認めます。

よって、議第28号 令和2年度下田市一般会計補正予算（第2号）は、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第29号 令和2年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を討論に付します。

まず本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉孝敬君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉孝敬君） 御異議はないものと認めます。

よって、議第29号 令和2年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

---

### ◎発議第3号の上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（小泉孝敬君） 次は、日程により、発議第3号 下田市議会議員の期末手当の特例に関する条例の制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

1番 江田邦明君。

〔1番 江田邦明君登壇〕

○1番（江田邦明君） 議案件名簿、発議第3号 下田市議会議員の期末手当の特例に関する条例の制定について、別冊を御確認ください。

ページをおめくり頂きまして、上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第112条及び下田市議会会議規則第14条の規定により提出いたします。

提出者は、私、下田市議会議員、江田邦明。

賛成者は、下田市議会議員、中村 敦、同、進士為雄、同、大川敏雄でございます。

提案理由は、下田市議会議員の期末手当の削減を行い、新型コロナウイルス感染症拡大により疲弊する市民生活及び市内経済に対する歳出予算の拡充に資するためでございます。

2ページ目を御確認ください。

本条例に関する趣旨は、第1条で、この条例は、下田市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例に基づき支給する期末手当の特例を定めるものとしております。

期末手当の額の特例については、第2条で、議員報酬条例の適用を受ける職にある者が令和2年6月において支給されるべき期末手当は、同条例第4条第1項の規定にかかわらず、支給しないとしております。

附則につきましては、この条例は、公布の日から施行するとしております。

続きまして、同つづりにございます説明資料を御確認ください。

表紙をおめくり頂きまして、発議第3号説明資料でございます。

令和2年6月議員期末手当削減見込額でございます。

(1) 支給率につきましては、条例により1.45月とされております。

(2) 支給額につきましては、下段括弧内の計算式により、議長で58万3,625円、副議長で52万5,262円、議員で1人当たり48万3,575円とされます。

括弧内計算式の算出根拠につきましては、下田市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例、下段にございます第4条2項に記載がございます。

なお、米印1、基準日現在とは、令和2年6月1日を指しております。

米印2、基準日以前6か月以内の在職期間につきましては、全13人の議員が6か月であり、100分の100の支給率となります。

(3) 削減見込総額は642万8,212円でございます。

続きまして、要旨の説明をさせていただく前に、まずもって医療従事者の皆様、そして生活、社会の安定を維持するため、日々業務に従事されている皆様、そして下田市からの休業要請に対し、休業していただいた事業者の皆様、そして今もなお休業に協力していただいて

る事業者の皆様には感謝の意を申し上げます。ありがとうございます。

本議案につきましては、このコロナ危機に対する議員の下田市民に寄り添う姿勢を示すとともに、市民の声に耳を傾け、削減される期末手当を休業協力金の拡充及びその財源等に充当していただくため提案するものでございます。

なお、本件につきましては、下田市がゴールデンウィーク期間中、事業者に対し休業要請をするに当たり、議員の市民に寄り添う姿勢をあらかじめ示すため、メディア等を通じて市民の皆様には発信させていただいております。

議員とは、陛下の言葉をお借りすれば、常に国民に寄り添い苦楽を共にする、議員に言い換えれば、常に下田市民に寄り添い、市民の声に耳を傾ける、そして苦しいときは一步前に、楽しいときは一步後ろに、そんな議員としての姿勢が必要ではないでしょうか。

発議の方法に疑問を抱かれる議員の方もいらっしゃると思いますが、このコロナ危機への対応については、スピード感と圧倒的なリーダーシップで下田市民の不安を払拭する必要があると考えます。政治家として一番大切なことは、それは勇気である、勇気なくしては思い切って発言し、行政や住民に訴えて説得し、指導することができない、それは奮起である、議員自らが奮起して発言し、行政当局と住民に訴えて、これを奮起させてこそ、行政の進展も地域の振興、発展も実現し、真の指導性が発揮できる。私たち下田市議会も議員自らが行動し、市民と当局の共感を頂き、このコロナ危機に対し、一丸となって克服していこうではありませんか。

なお、本議案については、自ら選挙を経て市政に携わる議員の姿勢を示すものであります。職員は日々、日夜、この新型コロナウイルスと戦っており、今後も常に市民に寄り添い、市内経済、そして市民生活の再建に奉職していくことが役目かと考えております。このことが職員の給与削減等に波及しないことを市長にはお願いし、そして市民の皆様にも御理解頂きたく申し上げ、私からの発議第3号 下田市議会議員の期末手当の特例に関する条例の制定について、趣旨説明を終了いたします。

御審議のほど、お願いいたします。

○議長（小泉孝敬君） 提出者の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

発議第3号 下田市議会議員の期末手当の特例に関する条例の制定についてに対する質疑を許します。

13番 沢登英信君。

○13番（沢登英信君） ただいま6月のボーナスを、いわゆる削減をして、市に寄附したらどうかと、こういう内容かと思うんです。市民に寄り添う議員でありたいと、こういう提案だったかと思いますが、そもそも私は議員とは聖職ではないと、公務労働者であると、市民のために議論をし、市民のために行政を進めていく、そういう立場であると。したがって、議員が結局、4人の提案者の皆さんは、自らのボーナスを寄附して、これを使ってもらいたいと、こういう真摯な気持ちで提案をされてると思いますが、今の法体系の中では議員は寄附できないと、したがって、この条例を改正をして、全議員であれば合法になるので、こういう措置を取りたいと、こういうことではないかという具合に理解をしますけども、そういう理解でよろしいのかということが1つ。

それから、提案者はそういうことでいえば聖職であるのでという、市民と一緒に寄り添うことが、これをやるのがそうだという具合に理解をしてるようですが、その一方で、職員に及ばないようにと、これは何を意味してるのかと。公務労働者として、この議員がこれを削減するということになれば、当然、市長も倣ってくださいよ、副市長さんもと、職員もと、こういう姿勢になろうかと思うわけです。そういうことが予想されるので、職員に普及させないようにと、こういう条件をつけたのではないかと私は理解をするわけです。

ですから、こういうことからいえば、この提案はコロナに対する対応の筋が全く違っていると。今、公務労働者としてやるべきことは、市民の皆さんが何をどういうところで困ってるのかをきっちり調べ、それに対応する行政の対応の施策を、国や県や市に求めていく、こういうことこそが必要だろうと思うわけであります。私はそういう点からいえば、下田市当局は5月7日から17日までを休業補償の要請をしないと、金がないからだ、このような姿勢でいいのかと、こういうことこそ追及をしていくべきではないかと思うわけであります。

そして市内の、12か月のうち1か月でも50%以下の収入しかない月があれば、持続化給付金を個人であれば100万円、法人であれば200万円出しますよと、こういう制度を国がつくっております。しかし、これはパソコンのできないお年寄りの経営者にとっては、申請すらできないという、こういう状態になっているわけです。こういうことこそ具体的に解決をしていく、下田市に国のそういう窓口を申請の手助けをしてくれるようなところを国はつくってくださいよと、市はそういう会場を提供してくださいよと、こういうことを言って、市民の困っていることに対応するということこそが必要であって、議員の給与を650万円余を市に寄附したことによって何がどういう具合に変わってくるのかと、新型コロナ対策に対する対応は全く変わってこないという具合に思うわけです。600万円どころじゃなくて、億の金で

今、対応しなければならない状態になっているのではないかと思います。

そういうことからいえば、言葉は悪いですけども、議員のパフォーマンスをやればいいのか、こういう姿勢こそむしろ、江田議員、申し訳ないけど、批判がされるべき提案だと私は理解をいたします。そういう見解について、どのように理解をしようとしてるのか、してないのか、点についてお尋ねをしたいと思います。650万円からの6月のボーナスを市に提供すれば、このお金がどういう具合になって、新型コロナ対策がどこがどういう具合により一層進むことになるのか、御説明を求めたいと思います。

○議長（小泉孝敬君） 1番 江田邦明君。

〔1番 江田邦明君登壇〕

○1番（江田邦明君） この発議については、市民に寄り添う姿勢を明確にする、これが大きな目的であります。この条例が市民にとって有効なものか、市民が賛成する条例か、私たち市民から選挙を経てこの場にいる議員として、条例審議の中ではそれが重要な着眼点かと考えております。現に東日本大震災でも、こうした取組が多く、市町で執り行われてます。この取組が議員として恥ずかしい行動とは全く思っておりません。

以上です。

○議長（小泉孝敬君） 13番 沢登英信君。

○13番（沢登英信君） 見解が相違いたしますのであれでございしますが、具体的に言えば、市当局あるいは市民から、議員は歳費を削って寄附してほしいと、お金がないから対策が取れないんだと、こういう状況ではないと思うんです、今の状況は。今の状況は、国がいろんな施策を出してくださるにもかかわらず、それを下田市がやろうとしないから、国から来るお金さえ来ないという現状になってるんじゃないですか。そのところが国や県からお金がこの下田市にも流れてくるような仕組みを誘導し、つくっていくということこそが、市議会議員として私はやるべき課題であると思います。

見解が違えば回答は結構でございますけども、私はそのように、議員の仕事はそういう仕事だという具合に理解をいたします。

○議長（小泉孝敬君） ほかに質疑はありませんか。

3番 鈴木 孝君。

○3番（鈴木 孝君） 質問します。

江田さんから最初、私、話を聞いたときに、一番危惧したことがあるんですが、それは先ほど沢登議員がおっしゃった、市の職員に今度、報酬を下げるという声が市民から上がるん

じゃないかということがありまして、もう一つは、この賀茂の町の、東伊豆とか、松崎とか、南伊豆とかの議員も町民から、下田市がやったのであれば、うちの町も何でやらないんだという声が出るんじゃないかということが最初に思ったことなんです。もし、この法案が通っていったときに、そういうことがあって、一生懸命やっている町会議員の方、報酬が16万8,000円とか、そのくらいの報酬で頑張っていると思うんですが、それプラス期末手当は全額支給を何でしないのかとか、そういう声があると非常に気の毒だと思ったんですが、その点については心配なところはないでしょうか。

○議長（小泉孝敬君） 1番 江田邦明君。

〔1番 江田邦明君登壇〕

○1番（江田邦明君） 職員の給与削減等については、臨時会招集請求書を提出した際、またこの場においても、市長のほうには強くお願いをしてるところでございます。職員の給与については、人勸と民間の給与状況が下がれば、必然的に下がってしまうという状況もあります。特にやはり社会、そして生活の安定を維持していく市民の皆様、日夜、休日等なく努力されております。その点については市民の皆様にも十分御理解頂けると私は考えております。

議員は自らが選挙という道を選び、この市政に関わるということで、期末手当削減について私から提案させていただいております。そして近隣の他の自治体等に影響がないかということにつきましては、そうした議論がされるということは、その自治体にとっても有効なことだと思います。削減するしないについては、自治体の中で議論頂き、方向性を決めていただく、結果が期末手当の削減にならなくても、そういった議論がされたということは有効なことだと考えております。

以上です。

○議長（小泉孝敬君） ほかに質疑はありませんか。

4番 渡邊照志君。

○4番（渡邊照志君） 今の鈴木議員からのほうもありましたけど、議案の関係で、江田議員のほうからファクスを頂きました。そのときに、条例をつくる形の下に附則がございまして、その1番の上に、本件を議会に付議するに当たり、事前の賀茂地域の自治体及び議会と情報を共有するとありますが、この辺のところは、今のあれでしたけど、江田議員のほうから各議員のところへと、こういう形で提出するよというような意見は伝えてあるのでしょうか、ちょっとお聞きします。

○議長（小泉孝敬君） 1番 江田邦明君。

〔1番 江田邦明君登壇〕

○1番（江田邦明君） ただいまの件につきましては、ゴールデンウィーク前に議員の姿勢を示したいということで、4月24日の日にメディア等を通じてリリースさせていただいております。その前に、賀茂5町のほうには下田市の議会事務局を通じて、当該町の事務局のほうに連絡をさせていただいております。

以上です。

○議長（小泉孝敬君） 4番 渡邊照志君。

○4番（渡邊照志君） 私は要するに江田議員のほうからある程度、各議員の知り合いの方々にそれを伝えてあるのかなと思っておりました。役所のほうからそちらのほうへと連絡が行ってるという形に関しては、全然、私のほうにもいろいろ現に他の町の議員なんか聞いたんですが、いやいや、公には来てないよというのが本当の私が聞いた中の議員の返す言葉でした。

それともう一つ、最後に、この議案について、確かに発議に関しては4名の賛成者がいれば、この発議としては提案してもよいという形になってますが、議員全体に関わる事案にもかわらず、また、議員のそれぞれの事情のある中で、13人全員で相談をする場を持てなかったのはなぜか、そこをちょっと改めてお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（小泉孝敬君） 1番 江田邦明君。

〔1番 江田邦明君登壇〕

○1番（江田邦明君） 公な場というものがどういう場かというのは、なかなか理解し難いですが、私としては公な形で情報提供させていただいております。御理解頂ければと思います。

それとプロセスというところで、全員で協議する機会がなかったというところで、私としてはそれぞれの議員の皆様趣旨を説明し、お電話させていただいて、申し訳ございませんが、時間であったり、お会いすることができないので、ファクスやメール等で送らせていただいております。趣旨説明のほうでもさせていただきましたが、やはりスピード感というところが、このコロナ危機に対しては大変重要であると考えております。4月25日から大型連休に入るに当たって、当初はなかなか当局としても休業要請の時期であったり、金額、また臨時会の開催について、そういったものが明確にされない中、議員として何ができるか、議員の権利を使って何ができるかと私は考えたとき、やはりゴールデンウィーク、4月25日前に議員は市民の皆様へ寄り添って期末手当の削減ということを考えてる、そういうことを発信したいという思いがございましたので、なかなか皆様と全員が一堂に会してこういった協

議をする場はできませんでしたが、やはりスピード感という部分で、その全員の協議については、この5月臨時会の中で御協議頂ければと私は考えております。

以上でございます。

○議長（小泉孝敬君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉孝敬君） これをもって質疑を終わります。

発議第3号についての質疑は終わりました。

提出者は自席へお戻りください。御苦労さまでした。

次に、発議第3号 下田市議会議員の期末手当の特例に関する条例の制定についてお諮りいたします。

本案は、委員会に付託することを省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉孝敬君） 御異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論・採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

3番 鈴木 孝君。

〔3番 鈴木 孝君登壇〕

○3番（鈴木 孝君） コロナウイルス感染防止のための全国的な自粛に伴い、下田市の宿泊業、飲食業はもとより、ほぼ全ての業種が大打撃を受け、非常に厳しい経済状況に陥っております。議員の6月の期末手当を全額返納して、厳しい経済状況に置かれている方々に使っていただきたいとの熱い思いから、この議案が提出されたと感じております。

私もコロナウイルスが終息に向かい、希望と安心を持てるときが来るまで、市民の皆様の苦しみに共感の姿勢を示す意味でも、市議会議員として何らかの迅速な行動を取るべきだと考えております。

しかし、この議案は下田市議員13人が集まり、話し合った後に出されたものではありません。富士宮市では議会運営委員会で議員報酬の削減を全会一致で可決したと聞いております。皆が納得するまで協議した結果であると思います。お金のことですので、デリケートな問題であります。まず全員が集まり、話し合い、答えを探すことが議員同士の輪を生み、団結をつくることにつながると考えております。



私ごとなんですけれども、議員として期末手当6か月で30万円、後半の6か月で30万円、これは自分の勉強のために使わせていただいております。例えばふるさと納税の収入を上げるために、いろいろな通販のことを勉強したりして、それによって何かふるさと納税の税収が上がらないとか、今後の地方創生のことで何か勉強したことで収入は上がらないかということに勉強させていただいております。私がそうでありますけれども、ほかの議員さんもいろいろな形でこの期末手当というものをいろいろな形で市民のために使って活動していると思います。これが全額カットとなると、いろいろな問題が起きてきます。例えばこれを分割して議員の報酬を下げるとか、いろいろな方法があると思うんです。そこを13人でまず話し合っただけで納得して、その後どうしてもうまくいかないのであれば議案を提出していただいて採決ということをお願いできないかと思っております。

以上でございます。

○議長（小泉孝敬君） 次に、賛成意見の発言を許します。

2番 中村 敦君。

〔2番 中村 敦君登壇〕

○2番（中村 敦君） 2番、中村 敦。賛成意見、つまりはどういう思いが込められているか、述べさせていただきます。

言うまでもなく、今、市民は非常に苦しんでおります。この非常事態においても安泰な大企業に勤める人は限られており、観光関連産業に大きく依存している町であることから、日本中が苦しい状況下においても、この下田市は特段に苦しい状況に置かれていると言わざるを得ません。この市民の窮状を見て見ぬふりを市民の代表たる議員として私にはできません。

まちを歩けば、下田市はどう考えているのか、新聞には他市町のことばかり書いてあるよ、長期化したらどうなってしまうの、そのうち命を絶つ人が出てくるよ、会う人、会う人、誰もが訴えてきます。せめて市民に寄り添い、痛みを分かち合いたい、そのために期末手当カットという手法により、若干の予算捻出に資することと、長期戦に備え、根本的な予算見直しにまで踏み込んでいただきたいとの思いで賛成するものです。

そもそも、事は急を要するものでした。この発議の決定はゴールデンウィークにおける市の協力金つき休業要請の決定前です。大型連休が迫る中で、市は何のメッセージも発せず、市民の不安、不満が当局への怒りに変わりつつある中で、市民に寄り添いつつ、当局に動いてもらうにはどうすればいいのか考えました。常日頃、議員控室では、若者に頑張ってもらわないとという声を頂きます。若手筆頭の江田議員を中心に、電話でもファクスでもメール

でも便利なものは何でも使い、スピード感を持って調整に奔走いたしました。期末手当削減、これをきっかけとして、下田市には他の市町同様、それ以上の対策を打ってほしいんだと考えてのことでした。

この条例案は苦しむ市民の思いと全くイコールなのです。今後について、市はどのような対策を考えているのでしょうか。国は給付金や家賃補助などなど、矢継ぎ早に対策を検討し、打ち出してきております。しかし、市はそれに甘んじていればいいのでしょうか。私はそうは思いません。市民は福井市長には大いに期待しております。なぜなら、福井市長は防災と危機管理のスペシャリストとして喧伝され、圧倒的得票によって市長に当選されたリーダーだからです。未曾有の危機です。職員とともに知恵を絞って市民の命と生活と産業をどう守るのかを考え、長期化に備え予算化していただきたい。経済団体からも美容組合からも具体的な要望書が届いております。また終息後の誘客対策も重要になってまいります。僅かではありますが、我々の期末手当の使い道を考える中で、1つきっかけにしていきたいという思いです。

この市民の思いを乗せた条例案に、市民の代表として私は大手を振って賛成するものであります。

以上、市民を代表し、当局には奮い立ってほしいという市民の思いを込め、賛成意見とさせていただきます。御協力をよろしく申し上げます。

○議長（小泉孝敬君） ほかに討論はありませんか。

13番 沢登英信君。

〔13番 沢登英信君登壇〕

○13番（沢登英信君） 提案された4人の皆さんの、市民と寄り添ってこのコロナ対策をより進めたいと、このお気持ちは真摯に評価をしたいと思います。

しかし、このような議案で6月の期末手当を辞退することは、そのようなことになるのかといいますと、決してならないというのが現状ではないかと思えます。家賃を含めた固定費や電気代が大変で、店じまいをしなければならない、こういうお店が駅前の商店街でもきつと起きてこようかと思うわけであります。そのような人たちへの対策はどうしたらいいのか、固定費をちゃんと補償をしてもらうような政策を国、県、市が取っていただく、そういう政策を打ち出していただく、こういうことしか私はないと思うわけであります。そういう政策を打ち出さない、こういう具合の条例をつくりなさい、こういうことを申し入れていくのが議員の責任であろうと思うわけであります。

今、今日、この状態におきまして、ある場合には議員の歳費を提供して財政をつくらなければならぬときも、それはあろうかと思えます。しかし、現在のこのコロナの危機の状態の中で、幾ら中村議員が6月のこのボーナスを市に提供したところで、今、言ったような固定費が実現されて、店が存続できるような事態になるのか。決してならないと思うわけであり、20万円の500件のこの休業してくれた人たちへの協力金の一部にこのボーナス分を充てたいんだと、こういう善意は理解ができますが、その実態は皆さんの善意が善意として政策に具体化されていかない、今、議員としてやるべきことはそういうことではないと、私は筋が違うと思うわけです。ちゃんと市民の実情を調べて、どういう政策を当局に取っていただいたらいいのか、このことをこの議会の場で議論をし、具体的に市長がその政策を発表し、実現をしてくださるように要請をし、導いていくのが議会及び議員のすべき課題であろうと思えます。

そして、このような形を今進めるということは、まさにパフォーマンスそのものだと、そしてこれらの影響は下田市議会議員、議会だけにとどまらずに、市の職員も下げなさいよ、給与で生活してる人たちの、もう大変だから、給料を下げなさいよ、意図してることは逆の方向に行ってしまうやすいと、こういう危険をはらんでいる提案だと私は思うわけであり、ます。

したがって、多くの議員の皆さんと話し合いをして、今やるべきことは5月7日から17日まで休業補償をしないんだと、休業の要請をしないんだ、国や県はそういう要請を取ってるのに、そして同じ賀茂郡下の中でも休業の要請をしてる近隣の町が多くあるのに、下田市はそういう姿勢を取っていない、こういうことこそ市長の姿勢を改めていただく、意見を上げていく、市民のための行政により近づけていく、市民の困難に近づけていくということこそが必要であろうかと思うわけであり、ます。そういうことの議論なしに6月の議員のボーナスを削減しましょうかということでは、やはり正論とは言えない。

その意図する皆さんの善意は理解できないわけではございませんが、その善意が善意として通じていかないと、こういうことになろうかと思えますので、私はこの提案には反対をするものでございます。ぜひとも一緒になって、市民の暮らしや、この社会生活や経済危機を乗り越えるような政策を当局に提案をしていきたいと、そしてこれは単なる自然災害と違いまして、全世界的な危機であると、こういう認識が必要であろうかと思えます。9月に台風が来るかもしれないから、財政調整基金は残しておかなければならないんだ、こういうような事態以上の危機が今迫っているんだ、こういう認識こそが私は必要ではないかと思うわけ

でございます。

以上の理由によって反対します。

○議長（小泉孝敬君） ほかに討論はありませんか。

10番 橋本智洋君。

〔10番 橋本智洋君登壇〕

○10番（橋本智洋君） 賛成の立場で討論させていただきます。

沢登議員おっしゃった市民の実情、恐らく一番、私がよく知ってると思います。その中で発言させていただきます。

我々議員は市民から選挙によって選ばれた立場でございます。その選んでいただいた、市民の皆様が困っている、今後の生活の先行きも不安定な状況でございます。一部の飲食店さんは休業して、家賃も払えないような状況でございます。漁業関係者は、魚は釣れても需要が減少しているため卸値が低く、船の油代にもならない。遊漁船はお客さんも取れない。理容・美容関係者は感染の風評被害や濃厚接触が懸念されるため、客足が止まっております。そして観光・宿泊関係者は、感染リスクを回避するため休業を余儀なくされております。飲食店さんは営業形態をテイクアウトに変え、何とか収入を得ようとしております。

また、若者たちが新型コロナから伊豆、下田を守りたい、緊急支援プロジェクトと題して、宿泊施設や飲食店の救済でクラウドファンディングを始めたところ、5月1日の開始から昨日の10日の段階で、目標額500万円の倍以上超える、何と約1,300万円集まっております。

このようにして民間の方々がお知恵を絞って努力しているのに、我々議員は黙って見ていいのでしょうか。議員の皆様にも聞きたい。どれだけの方が明日の売上げ、明日の生活、支払い、現実どれだけ不安におびえているか、困っているかを考えたことがありますか。また、コロナウイルスに関して、沢登議員もおっしゃってございました。住民の皆様へ自分の足で出向き、そして自分の耳で聞いたことありますか。県外からの来訪を遠慮していただく、注意喚起と、これビーチ、駐車場等でやっております、閉鎖の現場など、見たことありますか。今こそ議員として、支援者をはじめ住民の皆様にも不安や不満を少しでも取り除く行動や言動が必要ではないでしょうか。私はそれが今の状況での議員としての役割だと思っております。そのような中で、我々議員自らが住民の皆様と痛みを分かち合わなければいけないのではないのでしょうか。私はこのような姿勢が住民の皆様への不安を取り除く要素に少しでもなればと思っております。

また、今回の発議に、やり方が違う、強引だという意見もあります。あえて言います。確

かに今回のやり方は違う、強引だ、私はそう思います。反対議員の中には、例えば返上金額が50%なら賛成、全額返上なら反対という考えもあったと思います。そのような議員それぞれのコンセンサスも取れていない、メディアに出せば善悪で見られる、ある意味、踏み絵の要素になっていると。本来、議員が賛成多数で可決しなければ、この発議は意味がない。今回、ある程度、納得して、気持ちよく賛成してもらえるような手順を踏んでいない。先ほど江田議員も中村議員もおっしゃってました、4月24日にスピード感を持って、この議員発議案を提出しましたが、5月2日の議会告知日前、つまり5月1日までに提出すれば、今日の発議に間に合ったわけです。それでよかったわけです。そうすることにより、約1週間、話し合う、議論する時間があつたはずですよ。市民に寄り添いということは分かる、しかし目的は、この発議を可決して期末手当返上で少しでも生きたお金にすること。このまま否決ではお金は生まれません。ゼロ円ですよ。そのための配慮が全く足りなかった、これも事実です。返上は100%。メディアに載れば賛成に回るかもというような目的も、自分個人の主観のほうが強かった、私はそう感じました。この辺りは今回発議に当たり、積極的に行動を起こしていただいた江田議員、中村議員には非常に感謝いたしますとともに、このような進め方は、考え方は今後二度とないようお願いし、今後に生かしていただきたい、そう思います。

しかし、この本質、どこにあるんでしょうか。やり方が違う、手順が違う、だから反対。それってこの発議の本質じゃないですよ。要は期末手当を返上して市民の皆様役に役立てていただく、これが目的でしょう。もちろん先ほどの50%の返上なら賛成だったという考えもあります。今さら遅いですが、それは事前の話合いで、お互いに納得できたところを見つけていけばよかったのではないかと。本来このような対話、議論、そしてコミュニケーション、これが政治だと思うんですよ。その大義が、議論の根底が、下田にとってよいことか、悪いことか、この判断が全てです。プライドや感情論は二の次です。議員の皆様、もう一度、自分自身に問いただしてみてください。この期末手当を返上して市民の皆様役に役立てていただく、単純にこれに対して賛成か、反対か、これが今の現状の下田にとってよいことか、悪いことか、下田にとってためになることか、ただそれだけでしょう。

私はこの期末手当を今回の休業要請の協力金に該当しなかった職種の方々に使っていただければとの考えであります。仮に可決した場合、これは一例ですが、料理・飲食店業の仕出し、お弁当業などのテイクアウトのみを営んでいるお店さんは今回対象になっておりません。

〔発言する者あり〕

○10番（橋本智洋君） なってません。我が下田市で、このお店さんが約20軒、また先日要望に訪れました美容業、理容業の皆様で、美容業が70軒、理容業が40軒あります。休業要請の協力金ではなく、今後の衛生管理業務の徹底、経済支援対策助成金として、この643万円を一律5万円提供する、可決されたならば、このような措置を明確にさせていただきたく存じます。

とある方が、トリアージの一番とおっしゃっておいりました。トリアージとは、救急事故において治療の優先度を決定して選別を行うことですが、まさに世の中全体がこのトリアージです。この優先順位はまさに一番初めに来なければいけません。緊急時のスピード感は言葉ではなく行動です。

なお、ほかの近隣議会とはおのおの議員報酬が違うため、一概にこのような発議はほかの議会で現実的であるかどうかは、下田市議会とは一線を画します。あくまでも下田市議会での発議であり、議員としての姿勢でございますので、近隣議会に影響が及ばないことを望み、そして当局におかれましては、職員の皆様にはくれぐれも影響のないようお願いいたします。以上、賛成答弁とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（小泉孝敬君） ほかに討論はありませんか。

5番 矢田部邦夫君。

〔5番 矢田部邦夫君登壇〕

○5番（矢田部邦夫君） いつまで続くか分からない状況の中、市民の皆様におかれましては大変な御苦労、悩み、御推察申し上げます。

今年6月の議員期末手当全額を返上し、市の協力金の財源に充てること、また期末手当の特例に関する条例案制定を提案されたことに対して、新聞で報道されましたので、市民の皆様はその経緯の説明と、反対の立場としての意見を述べさせていただきます。

（1）現在、コロナウイルスの出口が見えない状況の中、国、県、下田市の協力金が発表されたばかりで、今の時期ではないと思っています。この先の見通しも立たず、どのような展開が待ち受けているか分かりません。

（2）大変重要な案件にもかかわらず、議員全員での話し合いは一度も開催されておられません。本来ならば代表者委員会か議会運営委員会に諮るべきです。この重要な案件を議員個別に進めるやり方は道理から外れていると思っています。私にはファクスで4枚つづりの案内が送られてきましたが、内容は不十分なものでした。自分の考えだけを述べておりましたので、発議で諮る案件ではないんじゃないかと回答しました。その後の連絡は一切ございませ

んでした。

(3) また、4月25日に新聞に掲載された件ですが、事前に何の話もなく、市民の皆さんと同じ朝刊で初めて知り、びっくりしました。こんな大事なことも知らされていませんでした。今回の議案は真剣に通そうとしているのか疑わしいし、新聞発表の前に根回しをするはずだと私は思っています。根回しなしで新聞発表されたものです。

市民の皆さんは、新聞の記事を読めば、何で反対するのかと思われるでしょう。この重要な案件は今まで述べてきたとおり、期末手当返上だけの問題ではなく、議員全員に関わる問題です。常軌を逸したやり方、筋の通らないやり方は絶対やってはいけないと思いますし、モラルに欠けていると思います。今後大きな問題を残すことにつながります。

私は協力金には反対しておりません。物事を行う上での正しい順序、また社会、集団を正しい状態に保つための順序が行われなかったことだと思っています。今後の議会運営の在り方に大きな課題がもたらされたと思っています。このたびのやり方、進め方により、私の反対の意見といたします。

○議長（小泉孝敬君） ほかに討論はありませんか。

4番 渡邊照志君。

〔4番 渡邊照志君登壇〕

○4番（渡邊照志君） 渡邊です。よろしくお願ひします。

4月24日に私の元にファクスが届きました。これは江田議員からのファクスでございます。発議の要綱がまとまりましたので一読くださいとの内容でした。賛成頂けたら御連絡くださいとのことでした。いろいろ考えた結果、電話をさせていただきました。

議員は13人、皆さん、会社員、自営業、無職の方々で構成されています。議員それぞれいろいろな事情があるのではないかと考え、また、先ほどもちょっと質問させていただきましたが、附則に上げられた項目が果たして皆様に理解してもらえているのかを疑問に思い、反対の意見を伝えました。確かに4人の署名が集まれば発議は可能ですから、その点は認めていい意見だとは思いましたが、ただし、議員全員に関わることですので、提出前に、先ほどから反対の方々が言っておられるように、議員全員で内容、附則についての相談をする場を持っていただきたかったと思います。

以上、簡単ですけど、私の考えは変わっていませんので、反対の意見といたします。

ただし、休業要請が解除されて、自粛要請が解け、自由に町なかに出られるようになったときには、下田市経済復興のためどうしたらよいか、私なりの案を含め、改めて市民に貢献

できるかを全員で相談する機会をつくってもらえるよう、議長に申し入れてあります。

以上です。

○議長（小泉孝敬君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉孝敬君） これをもって討論を終わります。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小泉孝敬君） 6名。

念のため、本案に反対の諸君の起立を求めます。

〔反対者起立〕

○議長（小泉孝敬君） 6名。

可否同数と認めます。6名賛成、6名反対、可否同数ですね。

ただいま報告いたしましたとおり可否同数でありますので、地方自治法。

〔「動議」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉孝敬君） 1番 江田邦明君。

○1番（江田邦明君） 会議の諸原則の中に現状維持の原則というものがございます。このコロナ危機に当たっては、平常時と異なり、必ずしも現状を変えないことが望ましいとは思われないと考えております。議長にはこの点を踏まえまして、可否同数の場合の裁決権の行使ではなく、議員としての表決権の行使で御自身の意思を表明していただければと思います。お願いでございます。

以上です。

○議長（小泉孝敬君） ただいまこちらの可否同数のあれを進めますので。私の個人としての議長としての最終的な意見といたしますか、裁決をいたします。

ただいま報告いたしましたとおり可否同数でありますので、地方自治法第116条の規定により、議長において本案に対する可否を裁決いたします。

本案について、議長は、私、議長としても一議員としても否決と裁決いたします。

よって、発議第3号 下田市議会議員の期末手当の特例に関する条例の制定については、否決されました。

以上です。



---

○議長（小泉孝敬君） 以上で、本定例会に付議されました案件の審議は全て終了しました。  
これをもって、令和2年5月下田市議会臨時会を閉会といたします。  
御苦労さまでした。

午後 5時15分閉会